

吉賀町

公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

(令和 4 年 3 月改訂)

目次

第1	公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	2
1	背景	2
2	目的	2
3	計画期間	2
第2	本町の概況	4
1	地勢	4
2	都市構造	4
3	人口推移と今後の見通し	5
4	財政状況	7
第3	公共施設等に関する現状と課題	12
1	公共建築物の状況	12
2	インフラ施設の現状	27
第4	公共施設等の将来の概算事業費（修繕・更新費用）の試算	32
1	試算の前提条件	32
2	試算結果	35
第5	本町の公共施設等を取り巻く課題	38
第6	公共施設等の管理に関する基本原則	40
第7	公共施設マネジメントの基本方針	41
1	点検・診断等の実施方針	41
2	維持管理・修繕・更新等の実施方針	41
3	安全確保の実施方針	42
4	ユニバーサルデザイン化の実施方針	42
5	耐震化の実施方針	42
6	長寿命化の実施方針	43
7	統合や廃止の推進方針	43
8	地域環境配慮型公共施設の推進方針	44
9	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	44
第8	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	45
1	公共建築物	45
2	インフラ施設	55
第9	計画推進に向けた取り組み	57

(注) 報告書中の図表の各種数値の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合があります。

第1 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

1 背景

本町は、平成17年に旧柿木村と旧六日市町が合併し誕生しました。合併前・合併後ともに町民サービスの向上を図るため、さまざまな公共施設を整備してきました。合併から10年以上が経過しようとしています。特に合併前に建設した施設の多くは建設から相当の年数が経過し、順次大規模な改修や更新が必要となることが見込まれています。

一方で、将来的には人口減少や少子高齢化が進み、町税収入等の歳入の減少は避けられない状況にあり、このままでは、現状の公共施設の維持管理や更新投資等に十分に対応できず、安心して施設を利用していただくことが困難になるおそれがあります。また、時代とともに変化する公共施設に対する町民ニーズに適切に対応することも求められています。

こうした状況を踏まえ、今後は、物理的な施設の使用可能期間を見据えながら、既存の公共施設をできる限り有効に活用するとともに、各地域にどのような公共施設が必要であるかについて、客観的なデータをもとに町民の方々と交えて検討していく必要があると考えています。

2 目的

本計画は、本町の公共施設の全体像と施設類型別の保有状況、個別施設の管理運営費・耐震化の状況などを明らかにすることを通じて、町民や議会、関係団体との間で公共施設に関する問題意識を共有し、今後の施設の在り方の検討を行うための基礎資料として活用するものです。

また公共施設の在り方は、持続的でよりよい社会を実現するための「持続的な開発目標（以下、SDGs）」との関連が深く、本計画においてもSDGsとの関連性を明示することで、この国際的な取り組みへ貢献します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和43年度までの40年間とし、計画の進捗状況について、概ね5年ごとにフォローアップを行います。

本計画の改訂履歴は次のとおりです。

- ・平成29年3月策定
- ・令和4年3月改訂

【参考】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

平成26年4月22日総務大臣通知（総財務第74号）

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組みされるよう特段のご配慮をお願いします。

SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



第2 本町の概況

1 地勢

本町は、平成17年10月1日に地理的・歴史的・経済的につながりの深い旧柿木村と旧六日市町が合併して誕生しました。総面積は336.50km²、人口は6,018人（令和3年月31日）となっています。

島根県の西端に位置し、中国自動車道の六日市ICを有した島根県の西の玄関口です。また、国道187号が町の中央を南北に走っており、北は萩・石見空港のある益田市へ、南は岩国市などの山陽主要都市へとつながっています。

地形的には、1,263mの安蔵寺山を代表するように険しい山々に囲まれた自然豊かな中山間地域です。また、本町を源流とする高津川とその支流に沿って耕地が開けています。

古くから吉賀地方と呼ばれ、藩政時代は吉賀三領「上領」「中領」「下領」に属し、参勤交代にも使われた主要街道筋で宿場町でもありました。当地域の気候と清水により生み出される美味しい米は、藩主の食する御米として徴用されたと言われています。

西中国山地の豊かな森林に囲まれ、高津川源流域の清らかで豊富な水が町を潤す、中山間の美しい自然に恵まれています。この豊かな自然を利用して、先人たちにより築き上げられた棚田を始めとした田園や、有機農産物などの高い評価を得ている農作物、森林資源、自然観光資源が多数存在しています。また、中国自動車道六日市ICを有し、山陽側の主要都市とも1時間前後の距離にあるため、都市との交流に地理的優位性を有しています。

2 都市構造

本町は、町の将来像として「自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を目指しています。このような理想のまちづくりのために、3つの基本目標（①健康で安心して安全に暮らせる「まち」、②活力に満ちた交流と定住の「まち」、③住民が主役のいきいきとした「まち」）を掲げています。

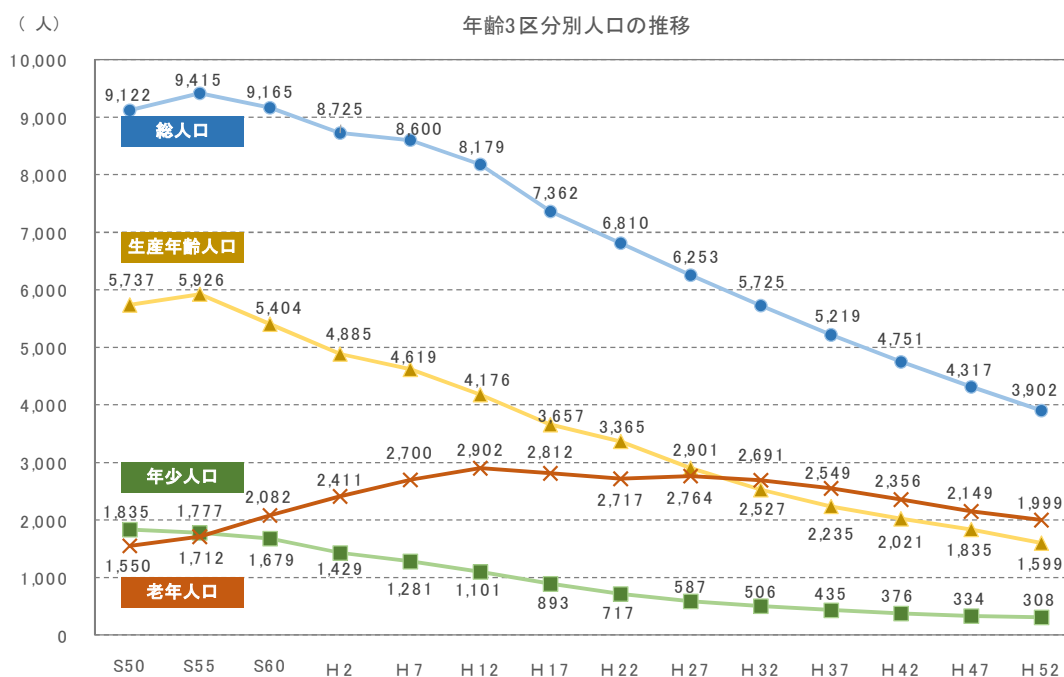
本町は、国道187号が本町の中央を南北に走っており、岩国市と益田市が約2時間で結ばれる中間点にあります。中国自動車道六日市ICの近くである町役場付近を南の拠点、町役場柿木庁舎付近を北の拠点として、南北の広域交流軸を形成しています。また、島根県道3号新南陽津和野線が町西部への地域交流軸を形成し、島根県道42号吉賀匹見線が町東部への地域交流軸を形成しています。さらに、島根県道12号鹿野吉賀線、島根県道16号六日市錦線が中国自動車道と平行して町内を走っており、町南部における東西の地域交流軸として位置づけられています。

3 人口推移と今後の見通し

本町における昭和 50 年以降の人口推移をみると、昭和 55 年以降一貫して減少傾向にあり、昭和 55 年から平成 22 年にかけて、人口は 2,605 人 (27.7%) 減少しています。人口構成をみると、年少人口の減少、老年人口の増加が顕著であり、少子高齢化が進んでいます。特に、昭和 55 年から平成 22 年までに年少人口は 59.7%減少した一方で、65 歳以上人口は 58.7%増加しています。高齢化率は、平成 22 年時点で 39.9%となっています。

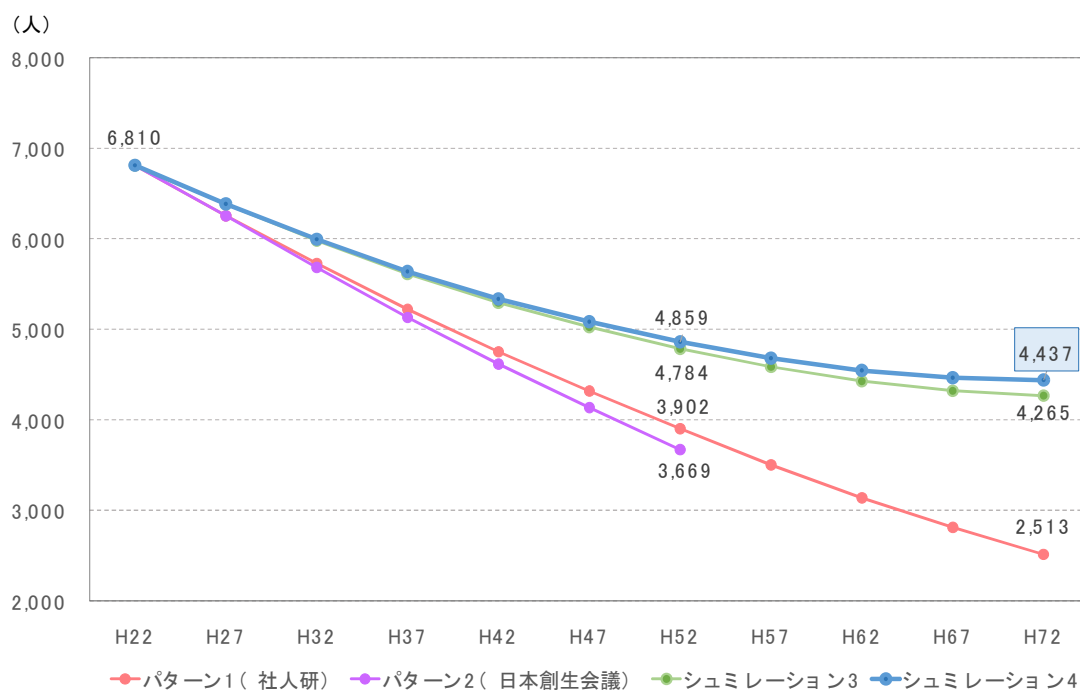
また、将来人口の推計において、本町の人口はさらに減少傾向が続き、平成 52 年には 3,902 人 (42.7%減少) になると予測されています。人口構成を見ると、平成 52 年には、年少人口の割合は 7.9%、生産年齢人口の割合は 41.0%にまで減少し、65 歳以上人口の割合は 51.2%まで上昇すると予測されています。

【人口推移と将来人口の推計】



【出所】吉賀町人口ビジョン P2

本町では、平成 27 年 10 月に吉賀町人口ビジョンを策定し、こうした人口減少に関する分析と将来の政策、施策の検討を行っています。人口問題を克服し、活力あるまちを実現するために、今後各種施策を実行していくことで、平成 72 年の人口を 4,437 人と目標設定しています。



【出所】吉賀町人口ビジョンP. 29

- パターン1 (まち・ひと・しごと創生本部) (吉賀町人口ビジョンP. 23 参照)
- パターン2 (日本創成会議) (吉賀町人口ビジョンP. 24 参照)
- シミュレーション3 (吉賀町推計値)

吉賀町の近年の傾向から合計特殊出生率の上昇率を 0.0138 と算出し、この値に基づき平成 72 年には 2.38 に上昇すると仮定し、かつ平成 24 年以降にみられる改善傾向から社会増減の増加率を 8.67 と算出し、この値に基づき平成 72 年には 403 人増加すると仮定した場合のシミュレーション

- シミュレーション4 (吉賀町推計値)

合計特殊出生率、社会増減が、ともにシミュレーション3に比べて 20%上昇すると仮定した場合のシミュレーション

ただし当計画では、吉賀町人口ビジョンの目標人数を用いず、まち・ひと・しごと創生本部の推計値を基本に、将来の予測できない変動に対応できるよう、より厳しい前提をおいて計画を策定しています。

4 財政状況

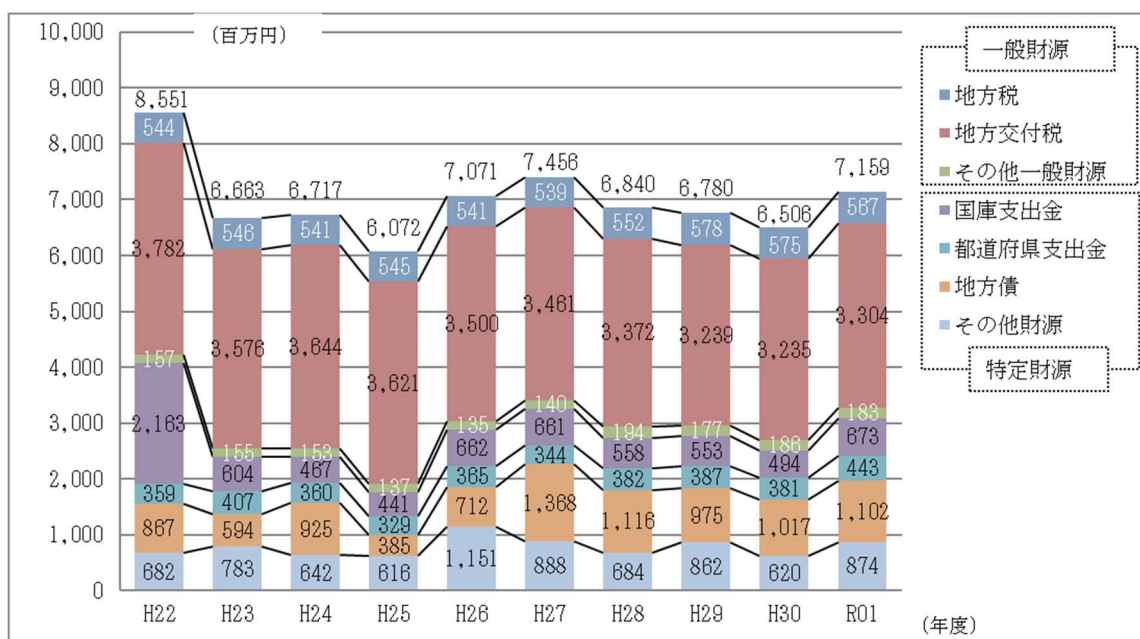
(1) 歳入の推移

令和元年度における歳入総額は71億円となっており、平成23年度は以降60億から75億の間で推移しています。

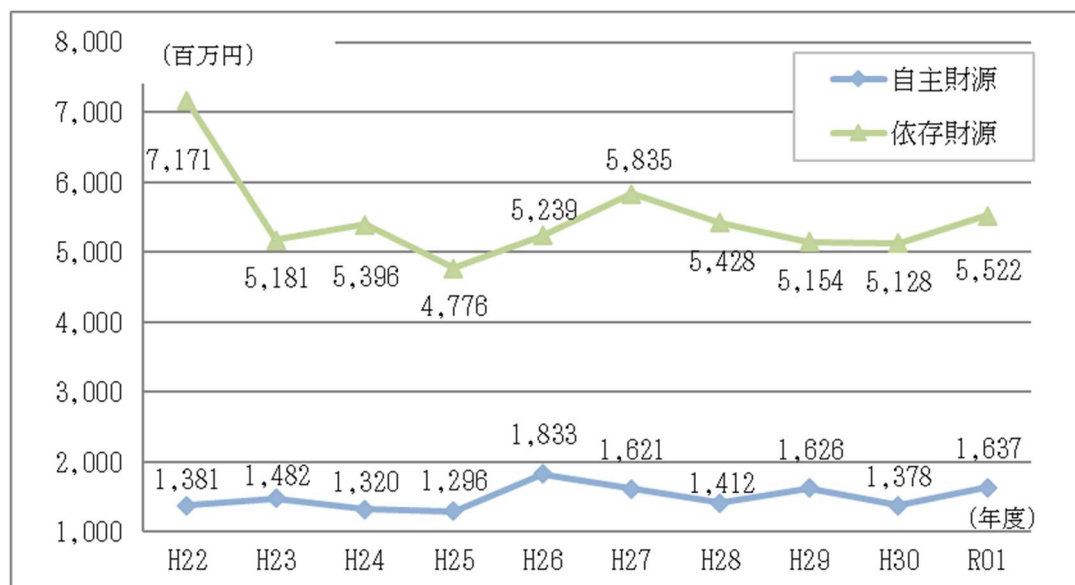
歳入の内訳を財源別に見ると、町が国等に依存せず自己で調達する自主財源は、令和元年度は16億円であり、平成23年度以降は12億円から17億円の間で推移しています。また、依存財源である地方債、地方交付税、国・県支出金は、令和元年度は55億円であり、平成23年度以降は47億円から59億円の間で推移しています。

今後は人口減少等の影響により町税収入や地方交付税についても減少が見込まれ、町の歳入は現在より減少することが見込まれます。

【歳入の推移】



【自主財源と依存財源の推移】



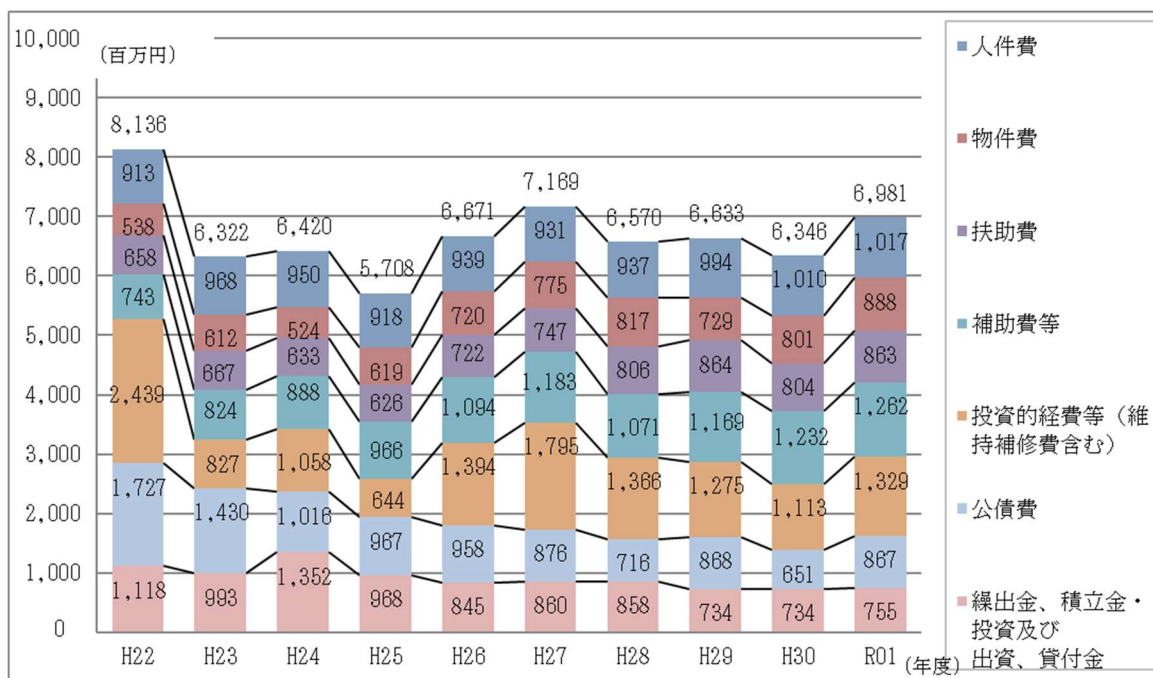
(2) 歳出の推移

本町の令和元年度の歳出総額は70億円となっており、平成23年度は以降57億から72億の間で推移しています。

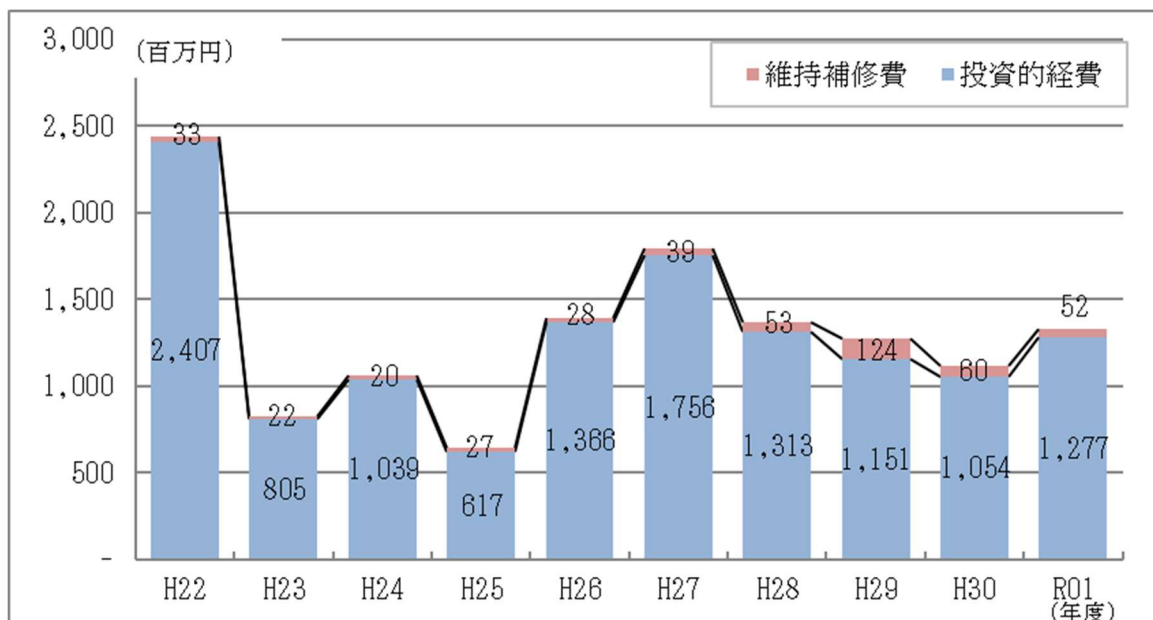
歳出の内訳は大きく変化しており、社会保障関係費（扶助費）の構成割合は、平成23年度は10.6%でしたが、少子高齢化の進行などを背景として令和元年度には12.4%に増加しています。一方、公債費の構成割合は、平成23年度は22.7%でしたが、令和元年度には12.4%まで減少しており、行政改革計画・財政健全化計画に基づき、町債・債務負担行為の抑制等により財政健全化を図っています。

ただし今後は、65歳以上人口割合の増加などにより、さらなる社会保障関係費（扶助費）の増加や施設の維持更新費用の増加など、歳出の増加が見込まれる一方で、歳入は減少することが見込まれる状況にあることから、断続的な行財政改革の立案と実行が必要不可欠と考えられます。

【歳出の推移】



【投資的経費と維持補修費の推移】



平成 22 年度の投資的経費が 24 億円と大きくなっていますが、これはケーブルテレビネットワークの整備に関する補助事業費 15.6 億円、単独事業費 4.0 億円の計 19.6 億円が含まれていることによります。

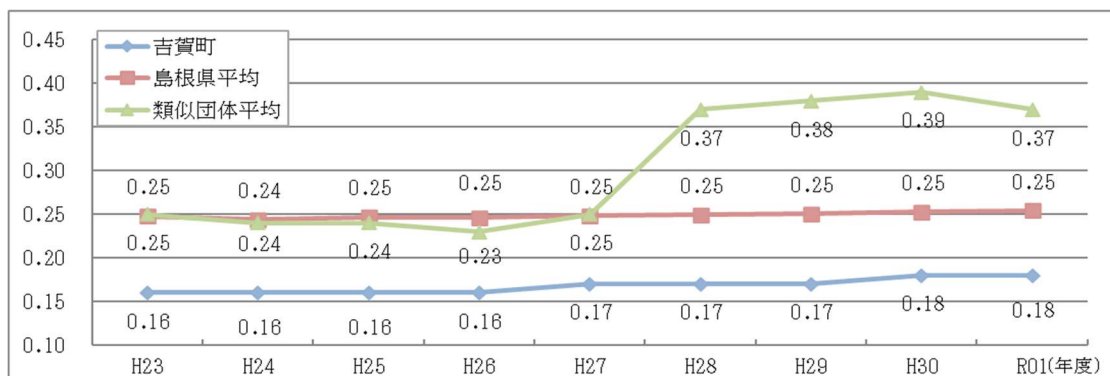
(3) 主要財政指標の推移

① 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、税収等の自主財源が多いことを表し、1 を超えると地方交付税が交付されなくなります。

本町の財政力指数は、令和元年度では 0.18 と類似団体平均の 0.37 と比較して低水準となっています。直近 5 年間では 0.17 から 0.18 とほぼ横ばいで推移しています。なお、平成 28 年度から類似団体区分が変わっています。

【財政力指数の推移】

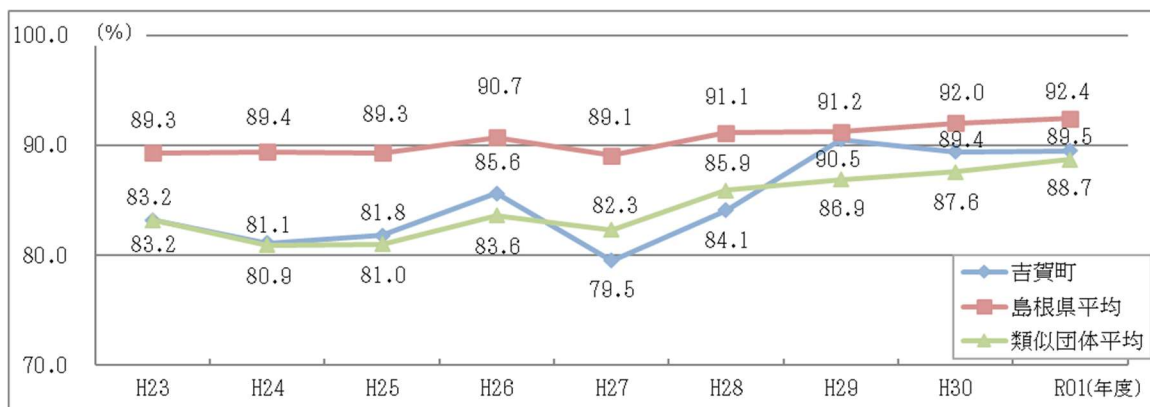


② 経常収支比率

経常収支比率は、地方税、普通交付税などのように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものの占める割合です。この数値が高いほど、財政が硬直化している状況を表します。

本町の経常収支比率は、令和元年度では 89.5% と類似団体平均の 88.7% とほぼ同程度、直近 5 年間では 79.5% から 89.5% へと増加しています。

【経常収支比率の推移】

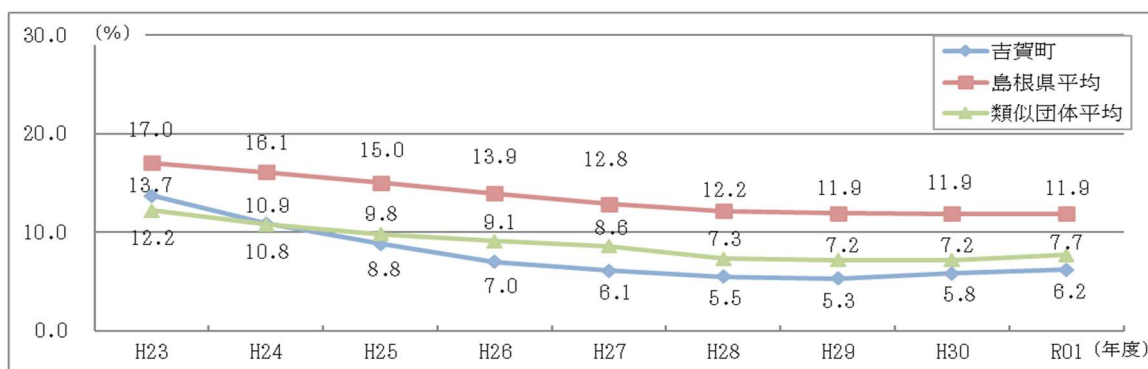


③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が税金で負担する地方債の元利返済度の大きさを比率で表す指標です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」における早期健全化基準は25%、財政再生基準については35%とされており、これらの比率以上になると、地方債の発行に当たり、一定の制約が課されることとなります。

本町の実質公債費比率は、平成23年度の13.7%から令和元年度の6.2%へ改善しており、また令和元年度の類似団体平均の7.7%を下回っています。

【実質公債費比率の推移】



④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来税金で負担すべき実質的な負債の大きさを比率で表す指標です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村（政令指定都市は除く。）は350%とされており、この比率以上になると、財政健全化計画の策定が義務付けられることとなります。

本町の将来負担比率は、平成25年度の21.1%から令和元年度の69.0%へと増加しており、将来負担比率が高まっています。

【将来負担比率の推移】



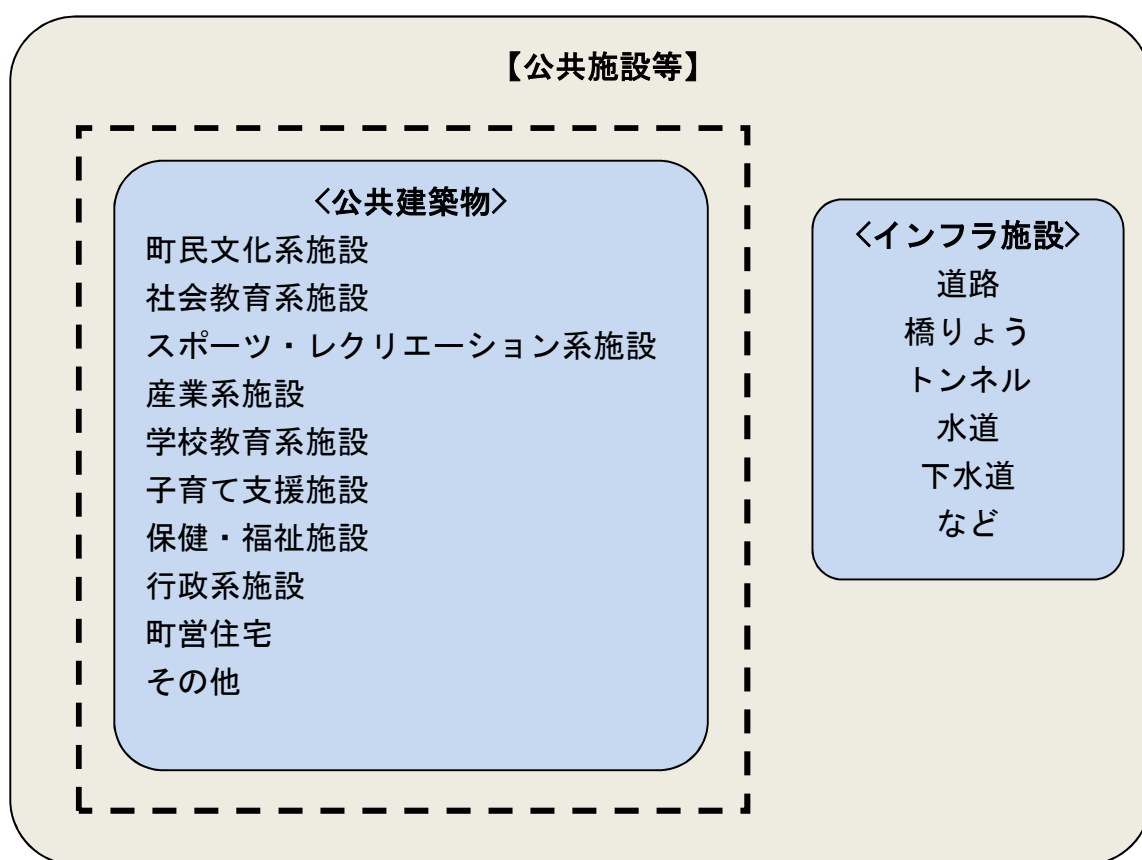
第3 公共施設等に関する現状と課題

1 公共建築物の状況

(1) 対象とする公共建築物

本町では、小中学校等の学校教育系施設、町民文化系施設、町営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設など、広く町民に利用される公共施設を保有しています。

本計画における「公共建築物」は、道路・橋りょう・トンネル・上下水道施設などの公共インフラを除く公共施設（建物及び野球場などの工作物）を対象とします。



《公共建築物一覧》

建築物が複数ある場合、「竣工」はそのうち代表的な建築物のものを示しています。

【町民文化系施設】(65 施設)

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
集会施設	下須自治会館	柿木	149.4	平成 26 年
	下木部集会所	柿木	86.1	昭和 59 年
	柿木基幹集落センター	柿木	854.8	昭和 53 年
	椛谷自治会館	柿木	152.2	平成元年
	椛谷集会所	柿木	82.0	昭和 56 年
	原手集会所	柿木	120.5	昭和 62 年
	向津・中組集会所	柿木	87.7	昭和 57 年
	黒淵集会所	柿木	78.3	昭和 55 年
	坂本・中原地区集会所	柿木	87.3	平成 22 年
	上木部集会所	柿木	78.7	昭和 57 年
	杉山集会所	柿木	76.8	昭和 59 年
	大井谷集会所	柿木	82.5	昭和 57 年
	中村集会所	柿木	83.2	昭和 58 年
	殿明集会所	柿木	106.6	昭和 56 年
	白谷自治会館	柿木	322.8	昭和 60 年
	福川自治会館	柿木	401.0	昭和 62 年
	平野・古本集会所	柿木	95.1	昭和 61 年
	法師淵集会所	柿木	86.0	昭和 58 年
	木部谷・大野原自治会館	柿木	371.0	平成元年
	柳原コミュニティセンター	柿木	160.1	昭和 63 年
	伊勢原地区集会所	七日市	62.4	平成 11 年
	横立・皆富地区集会所	七日市	62.4	平成 3 年
	下高尻地区集会所	七日市	108.7	平成 22 年
	高尻地区集会所	七日市	123.1	昭和 54 年
	棧敷地区集会所	七日市	62.4	昭和 61 年
	七村地区集会所	七日市	100.9	平成 20 年
	七日市奥地区集会所	七日市	106.6	昭和 60 年
	真田地区集会所	七日市	64.2	昭和 58 年
	大谷地区集会所	七日市	62.4	昭和 56 年

	抜月地区集会所	七日市	109.3	昭和 58 年
	金山谷地区集会所	葦木	64.2	昭和 53 年
	九郎原地区集会所	葦木	114.9	平成 12 年
	初見・新田地区集会所	葦木	105.2	昭和 56 年
	星坂地区集会所	葦木	62.4	昭和 57 年
	葦木地区集会所	葦木	106.6	昭和 58 年
	田野原地区集会所	葦木	100.8	昭和 56 年
	樋口地区集会所	葦木	173.3	平成 8 年
	河山地区集会所	朝倉	64.2	昭和 54 年
	広尾地区集会所	朝倉	106.6	平成元年
	捨河内地区集会所	朝倉	62.4	昭和 56 年
	仲の原地区集会所	朝倉	108.7	平成 14 年
	注連川西地区集会所	朝倉	62.4	昭和 57 年
	注連川東地区集会所	朝倉	106.6	昭和 62 年
	朝倉西地区集会所	朝倉	107.0	昭和 63 年
	棗・本郷地区集会所	朝倉	62.4	昭和 56 年
	畑詰地区集会所	六日市	62.4	昭和 60 年
	亀原地区集会所	六日市	62.4	平成 3 年
	幸地地区集会所	六日市	64.2	昭和 54 年
	広石地区集会所	六日市	109.3	昭和 58 年
	溝上地区集会所	六日市	106.6	昭和 61 年
	上地区集会所	六日市	109.0	平成 13 年
	新町地区集会所	六日市	111.9	平成 12 年
	沢田地区集会所	六日市	106.0	昭和 56 年
	野中地区集会所	六日市	223.2	昭和 49 年
	有飯地区集会所	六日市	105.2	昭和 57 年
	立河内地区集会所	六日市	108.7	平成 29 年
	立戸地区集会所	六日市	218.2	平成 15 年
	六日市基幹集落センター	六日市	1,069.2	平成元年
	六日市地区集会所	六日市	475.8	昭和 47 年
文化施設	交流研修センター	七日市	1,669.4	平成 23 年
	なつめの里交流館	朝倉	417.0	平成 6 年
	ふれあいホール	六日市	177.6	平成 4 年
	世代間交流施設	六日市	592.7	平成 13 年

その他	元七日市郵便局	七日市	183.6	平成 5 年
	扇町地区集会所(旧吉高教員住宅)	七日市	100.4	平成 18 年
		合計	11,904.9	

【社会教育系施設】(5 施設)

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
公民館	七日市公民館	七日市	335.3	昭和 48 年
	蔵木公民館	蔵木	212.0	昭和 47 年
	朝倉公民館	朝倉	315.9	平成 31 年
図書館	町立図書館	六日市	787.4	昭和 63 年
宿泊研修施設	サクラマス交流センター	七日市	696.3	平成 28 年
		合計	2,346.8	

【スポーツ・レクリエーション系施設】(15 施設)

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
スポーツ施設	大野原グラウンドゴルフ場	柿木	123.9	平成 29 年
	大野原運動交流広場	柿木	332.0	平成 7 年
	町民柿木体育館	柿木	1,791.9	平成 14 年
	七日市運動公園	七日市	54.0	平成 5 年
	真田グラウンド	七日市	66.0	平成 15 年
	蔵木グラウンドゴルフ場	蔵木	170.2	平成 3 年
	スポーツ公園	六日市	744.3	昭和 53 年
	町民六日市体育館	六日市	1,849.9	昭和 62 年
レクリエーション施設・観光施設	右ヶ谷キャンプ場	柿木	400.1	昭和 52 年
	安蔵寺山麓ゴギの郷ログハウス村	七日市	205.9	平成 7 年
	高尻川リバーサイドログハウス村	七日市	278.5	平成 5 年
	真田ポケットパーク市場	七日市	175.6	平成 11 年
	水源会館	蔵木	500.0	平成 7 年
	コウヤマキギャラリー	六日市	201.2	平成 6 年
	むいかいち温泉ゆらら	六日市	3,915.1	平成 11 年
		合計	10,808.5	

【産業系施設】（13施設）

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
産業系施設	産直市場集出荷施設	柿木	98.9	平成 16 年
	生しいたけ菌床生産施設	柿木	610.9	平成 5 年
	堆肥生産施設	柿木	378.2	平成 6 年
	地域資源総合管理施設	柿木	992.5	平成 7 年
	地域食材供給施設	柿木	265.6	平成 8 年
	小水力発電所	柿木	105.8	平成 27 年
	特用林産産地化形成施設	柿木	495.9	平成 6 年
	農産物等加工施設	柿木	267.1	昭和 61 年
	旧高尻へき地保育所	七日市	210.6	昭和 63 年
	真田農業用倉庫	七日市	87.3	昭和 54 年
	林業総合センター	七日市	442.0	平成 6 年
	林産物展示販売用施設	七日市	128.6	平成 6 年
	団体営草地開発整備事業家畜保護施設	蔵木	147.3	平成 16 年
	合計		4,230.7	

【学校教育系施設】（11施設）

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
学校	柿木小学校	柿木	2,332.0	昭和 44 年
	柿木中学校	柿木	2,639.7	平成 15 年
	吉賀中学校	七日市	3,680.1	昭和 46 年
	七日市小学校	七日市	3,166.9	昭和 52 年
	蔵木小学校	蔵木	2,573.6	昭和 49 年
	朝倉小学校	朝倉	2,859.1	昭和 43 年
	六日市小学校	六日市	2,992.0	昭和 47 年
	六日市中学校	六日市	3,658.1	昭和 33 年
その他 教育施設	学校給食柿木共同調理場	柿木	181.2	昭和 55 年
	学校給食七日市共同調理場	七日市	117.0	昭和 52 年
	学校給食六日市共同調理場	六日市	435.9	平成 13 年
	合計		24,635.6	

【子育て支援施設】(2施設)

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
幼児・児童施設	柿木放課後児童クラブ	柿木	62.1	平成 20 年
	朝倉放課後児童クラブ	朝倉	223.4	昭和 56 年
		合計	285.5	

【保健・福祉施設】(10施設)

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
高齢福祉施設	柿木デイサービスセンター	柿木	396.0	平成 5 年
	特別養護老人ホーム	柿木	2,809.4	平成 11 年
	老人福祉センター	柿木	861.5	昭和 52 年
	七日市デイサービスセンター	七日市	557.7	昭和 54 年
	福祉センター	六日市	1,188.8	平成 8 年
	養護老人ホーム銀杏寮付設作業所	六日市	155.0	平成 7 年
	六日市デイサービスセンター	六日市	458.6	平成 3 年
障がい福祉施設	授産活動作業所	柿木	92.3	昭和 60 年
	障がい者総合支援センター	六日市	1,073.6	令和元年
保健施設	保健センター	六日市	522.9	平成 9 年
		合計	8,115.7	

【行政系施設】(12施設)

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
庁舎等	柿木庁舎	柿木	1,552.5	平成 8 年
	本庁舎	六日市	2,920.7	昭和 47 年
消防施設	柿木コミュニティ消防センター	柿木	150.0	平成 5 年
	椈谷コミュニティ消防センター	柿木	80.6	平成 6 年
	白谷コミュニティ消防センター	柿木	60.0	平成 4 年
	福川コミュニティ消防センター	柿木	65.1	平成 4 年
	木部谷コミュニティ消防センター	柿木	86.0	平成 5 年
	七日市コミュニティー消防センター	七日市	145.8	平成 9 年
	蔵木コミュニティー消防センター	蔵木	101.5	平成 8 年
	朝倉コミュニティー消防センター	朝倉	101.5	平成 6 年

その他 行政系施設	柿木防災センター	柿木	523.7	平成 3 年
	六日市防災センター	六日市	803.4	平成 13 年
		合計	6,590.9	

【町営住宅】(27 施設)

分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
町営住宅	柿木移住体験滞在施設	柿木	205.8	平成 2 年
	公営住宅 とびのこ山団地	柿木	517.2	平成 27 年
	公営住宅 新木部谷団地	柿木	166.4	昭和 51 年
	公営住宅 中山団地	柿木	665.6	昭和 51 年
	公営住宅 白谷団地	柿木	388.9	平成 10 年
	公営住宅 木部谷第 2 団地	柿木	221.9	昭和 52 年
	公営住宅 柳原第 2 団地	柿木	880.9	平成 19 年
	公営住宅 柳原団地	柿木	946.5	昭和 55 年
	柿木教員住宅	柿木	589.4	平成 10 年
	公営住宅 新横立団地	七日市	2,185.0	昭和 48 年
	地域優良賃貸住宅七日市団地	七日市	374.0	平成 26 年
	公営住宅 樋口団地	蔵木	344.8	平成 11 年
	若者定住樋口団地	蔵木	155.7	平成 14 年
	蔵木移住体験滞在施設	蔵木	303.9	昭和 51 年
	蔵木教員住宅	蔵木	102.1	平成 2 年
	公営住宅 仲の原団地	朝倉	385.9	平成 14 年
	定住促進朝倉住宅	朝倉	72.8	昭和 53 年
	特定優良賃貸住宅注連川団地	朝倉	1,510.5	平成 5 年
	朝倉教員住宅	朝倉	49.8	平成 2 年
	公営住宅 沢田団地	六日市	1,030.5	平成 29 年
	公営住宅 中原団地	六日市	1,499.9	昭和 47 年
	公営住宅 六日市団地	六日市	1,430.3	平成 10 年
	公営住宅_中原第 2 団地	六日市	874.1	平成 22 年
	定住促進溝上団地	六日市	1,675.9	平成 18 年
	定住促進新宮住宅	六日市	493.2	平成 5 年
	定住促進団地 グレースマンション	六日市	1,569.5	平成 8 年
	六日市教員住宅	六日市	545.4	昭和 47 年
		合計	19,185.7	

【その他】(9施設)

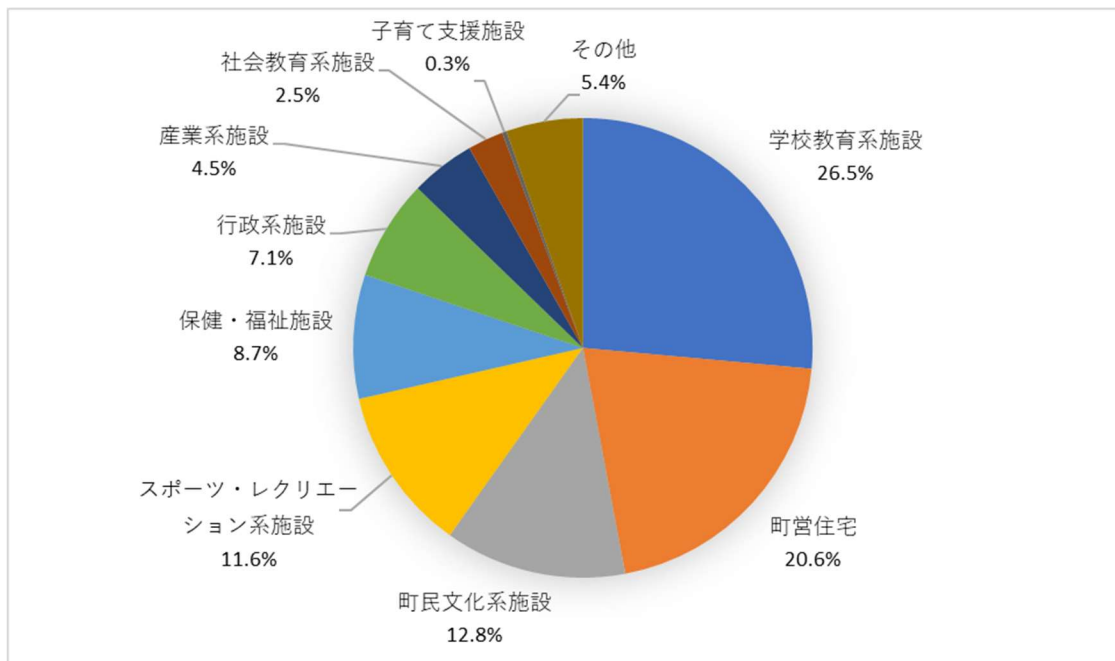
分類	施設名	地区	延床面積 (㎡)	竣工
その他	マイクロバス車庫	柿木	135.0	平成 2 年
	旧歯科診療所	柿木	222.9	昭和 54 年
	旧家畜保健衛生所	七日市	115.7	昭和 44 年
	旧蔵木中学校	蔵木	2,508.7	昭和 60 年
	旧長瀬交流館	蔵木	767.0	昭和 54 年
	斎場	朝倉	490.3	平成 11 年
	旧朝倉放課後児童クラブ	朝倉	106.8	昭和 53 年
	旧朝倉公民館	朝倉	215.1	昭和 47 年
	旧障がい者地域活動支援センター	六日市	474.9	昭和 51 年
		合計	5,036.3	

(2) 類型別公共建築物の保有状況

本計画が対象とする公共建築物は 169 施設、面積(総延床面積)は 93,140.7 m²で、町民 1 人あたりでは 15.5 m²となっています。

平成 28 年度との比較では、公共建築物は 7 施設減少しておりますが、新規に建築した施設等もあったことから面積(総延床面積)は 198 m²増加しております。

【類型別公共施設の保有割合】



【類型別公共施設の保有状況】

(単位: m²)

順位	分類	平成28年度		令和3年度	
		延床面積	(構成比)	延床面積	(構成比)
1	学校教育系施設	28,565.4	30.7%	24,635.6	26.5%
2	町営住宅	17,765.7	19.1%	19,185.7	20.6%
3	町民文化系施設	12,034.9	12.9%	11,904.9	12.8%
4	スポーツ・レクリエーション系施設	10,684.6	11.5%	10,808.5	11.6%
5	保健・福祉施設	7,032.7	7.6%	8,115.7	8.7%
6	行政系施設	6,790.5	7.3%	6,590.9	7.1%
8	産業系施設	5,280.4	5.7%	4,230.7	4.5%
9	社会教育系施設	1,549.8	1.7%	2,346.8	2.5%
10	子育て支援施設	1,027.5	1.1%	285.5	0.3%
7	その他	2,210.8	2.4%	5,036.3	5.4%
合計		92,942.3	100.0%	93,140.7	100.0%

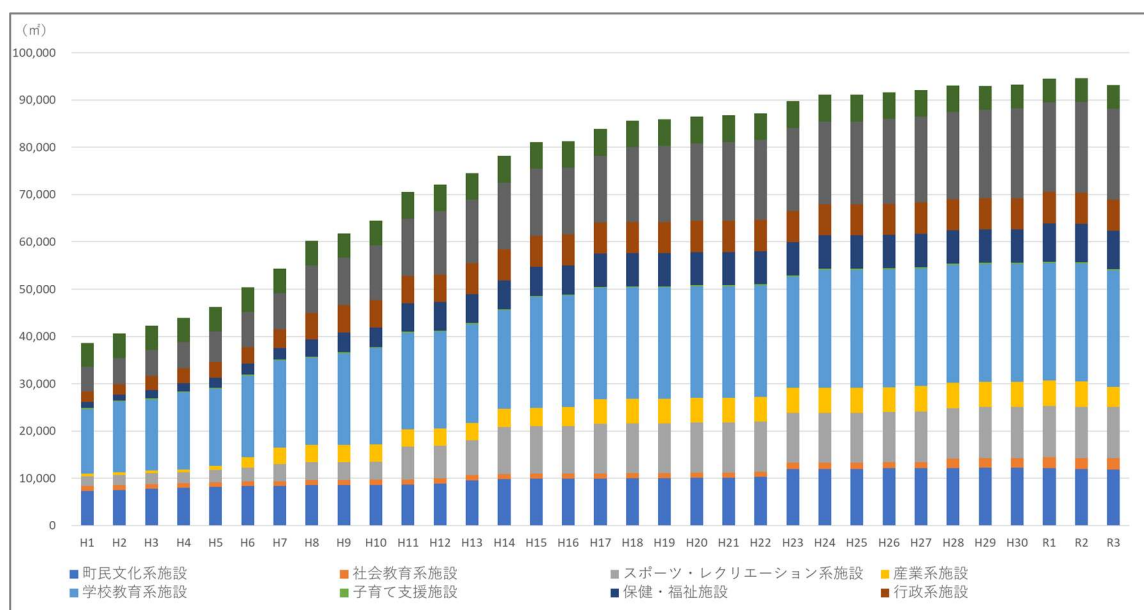
(単位:箇所)

順位	分類	平成28年度		令和3年度	
		施設数	(構成比)	施設数	(構成比)
1	学校教育系施設	12	7.4%	11	6.5%
2	町営住宅	23	14.2%	27	16.0%
3	町民文化系施設	67	41.4%	65	38.5%
4	スポーツ・レクリエーション系施設	14	8.6%	15	8.9%
5	保健・福祉施設	10	6.2%	10	5.9%
6	行政系施設	12	7.4%	12	7.1%
8	産業系施設	10	6.2%	13	7.7%
9	社会教育系施設	4	2.5%	5	3.0%
10	子育て支援施設	5	3.1%	2	1.2%
7	その他	5	3.1%	9	5.3%
合計		162	100.0%	169	100.0%

延床面積では、学校教育系施設が最も多く、次いで町営住宅、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設となっています。施設数では、町民文化系施設が最も多く、次いで町営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設となっています。

また過去の施設保有量の推移より、直近10年間の推移においては、延床面積の著しい増減は見受けられず、本町では施設を整備する段階から適切な施設規模及び機能を維持する段階に移行していると言えます。

【施設保有量の推移（面積）】



(3) 類型別・地区別の保有状況

本町の施設の保有状況を類型別・地区別に示すと次のとおりです。

施設の延床面積及び地区別の1人当たり面積のどちらを見ても、六日市地区及び柿木地区が他の地域と比較して概ね多くなっています。

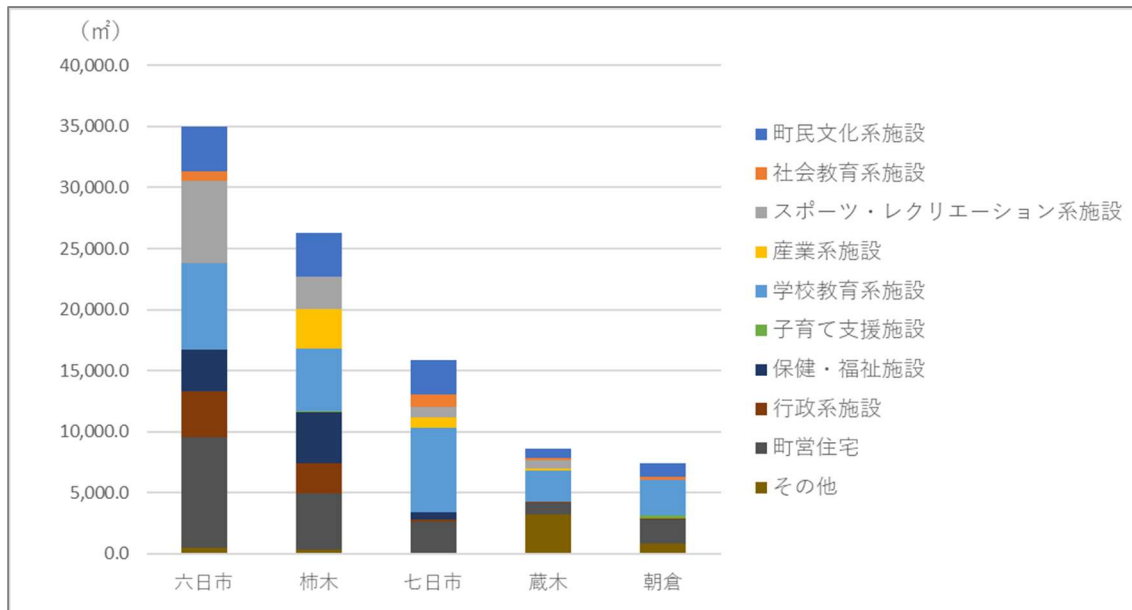
【公共施設の配置状況】

(単位:施設数は箇所、延床面積は㎡)

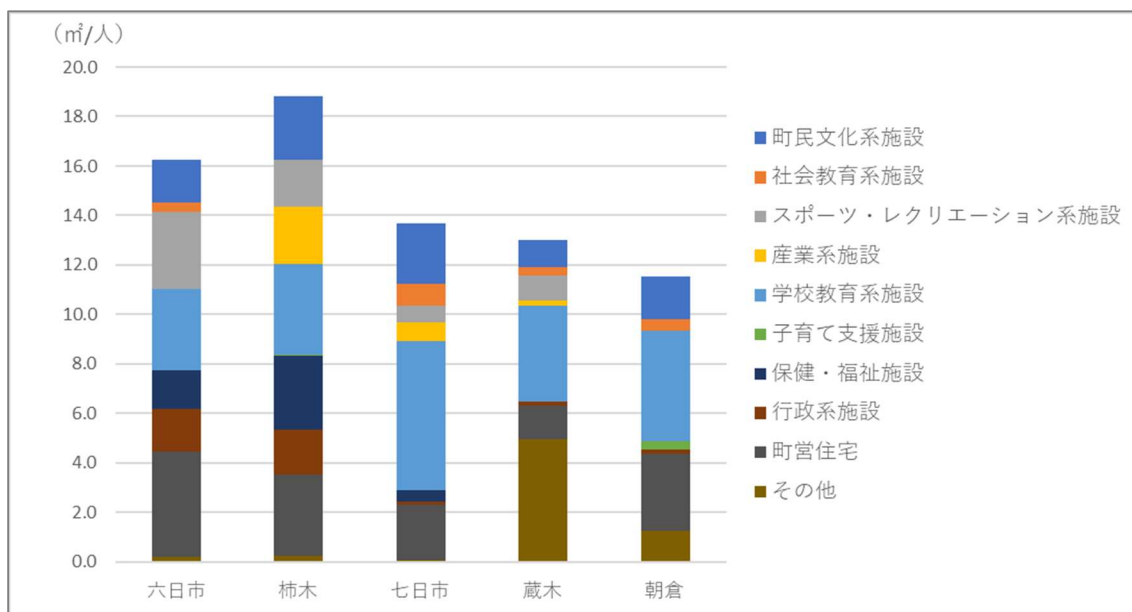
地区	六日市		柿木		七日市	
人口(令和2年度末)	2,156		1,396		1,159	
分類	延床面積	施設数	延床面積	施設数	延床面積	施設数
学校教育系施設	7,086.0	3	5,152.9	3	6,964.0	3
町営住宅	9,118.7	8	4,582.6	9	2,558.9	2
町民文化系施設	3,702.5	16	3,562.0	20	2,815.7	13
スポーツ・レクリエーション系施設	6,710.5	4	2,648.0	4	780.0	5
保健・福祉施設	3,398.8	5	4,159.2	4	557.7	1
行政系施設	3,724.1	2	2,517.9	7	145.8	1
産業系施設	0.0	0	3,214.9	8	868.5	4
社会教育系施設	787.4	1	0.0	0	1,031.6	2
子育て支援施設	0.0	0	62.1	1	0.0	0
その他	474.9	1	357.9	2	115.7	1
合計	35,002.8	40	26,257.4	58	15,837.9	32

地区	蔵木		朝倉		合計	
人口(令和2年度末)	662		645		6,018	
分類	延床面積	施設数	延床面積	施設数	延床面積	施設数
学校教育系施設	2,573.6	1	2,859.1	1	24,635.6	11
町営住宅	906.5	4	2,018.9	4	19,185.7	27
町民文化系施設	727.4	7	1,097.3	9	11,904.9	65
スポーツ・レクリエーション系施設	670.1	2	0.0	0	10,808.5	15
保健・福祉施設	0.0	0	0.0	0	8,115.7	10
行政系施設	101.5	1	101.5	1	6,590.9	12
産業系施設	147.3	1	0.0	0	4,230.7	13
社会教育系施設	212.0	1	315.9	1	2,346.8	5
子育て支援施設	0.0	0	223.4	1	285.5	2
その他	3,275.7	2	812.2	3	5,036.3	9
合計	8,614.3	19	7,428.4	20	93,140.7	169

【類型別・地区別の公共施設の面積】



【類型別・地区別の公共施設の1人当たり面積】

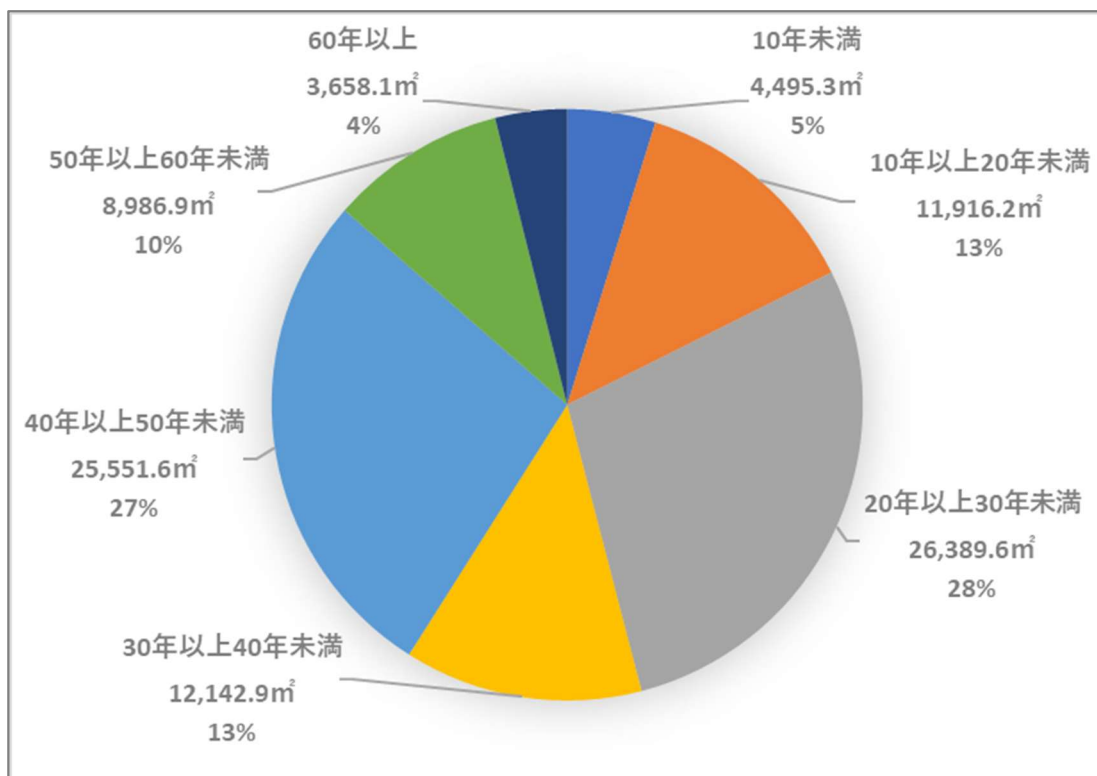


(4) 築年別の整備と耐震化の状況

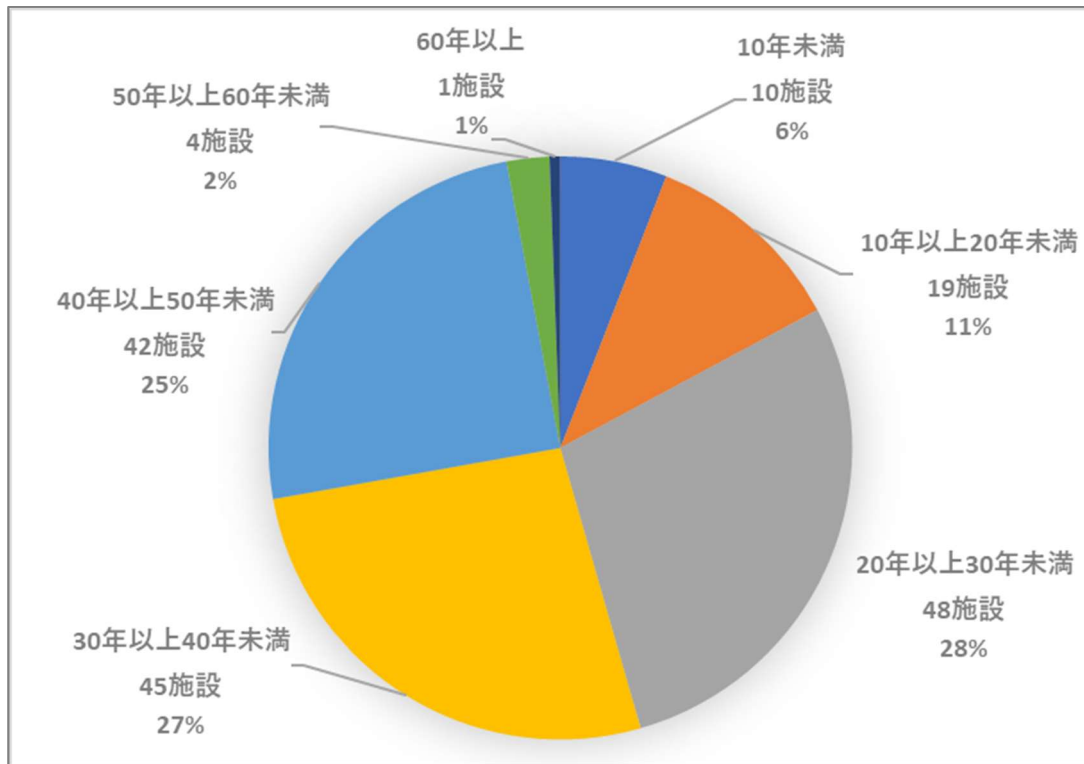
過去の公共建築物の整備状況について、本町における公共施設の築年数は平均 29 年となっています。適時適切に修繕を行った場合でも建物の耐用年数は 60 年とされていることから、過去に整備した施設は、耐用年数の半分程度が経過し、今後老朽化の進行が懸念されます。

その中でも、整備から 40 年以上を経過している施設は 47 施設（全体の 28.4%）、整備から 30 年以上 40 年未満経過している施設は 45 施設（全体の 26.6%）あります。このように、老朽化が進み、今後 30 年で耐用年数の到来を迎える施設は全施設の 54.4%（面積比 54.0%）を占め、将来の施設更新時の財源確保が課題となります。また、新耐震基準が施行された昭和 56 年 5 月以前に整備された施設が多くなっており、経過年数より判断した場合の新耐震基準を満たさない施設（木造除く）は 23 施設（9,078 m²）あります。これは、全施設の 13.6%（面積比 9.8%）に当たり、将来の施設更新に加え、耐震性能の確保をどのように図るかについても課題となっています。

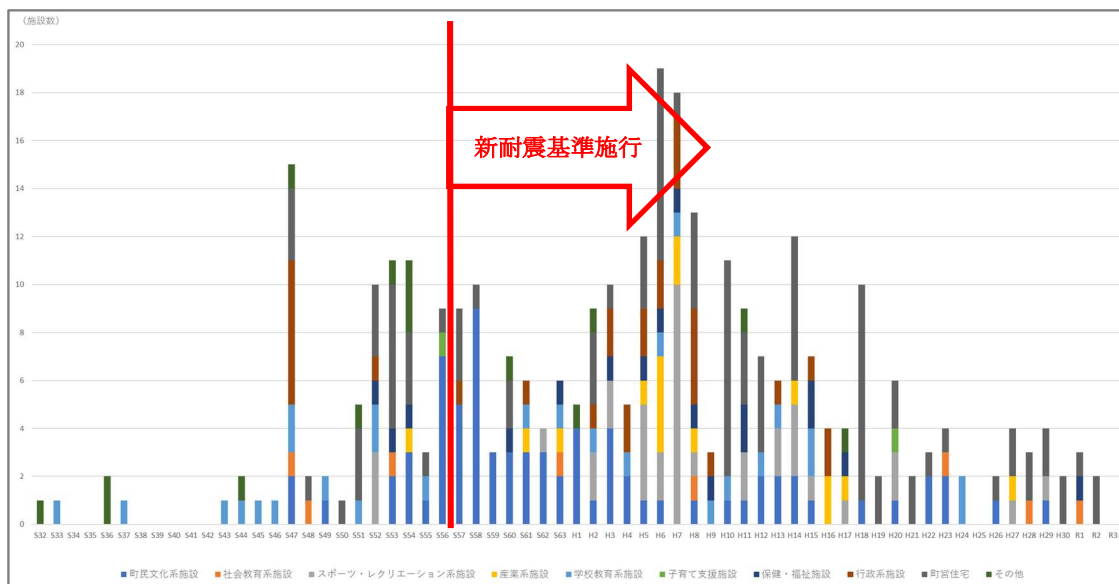
【経過年数の状況(延床面積)】



【経過年数の状況(施設数)】



【築年別の整備と耐震化の状況(施設数)】



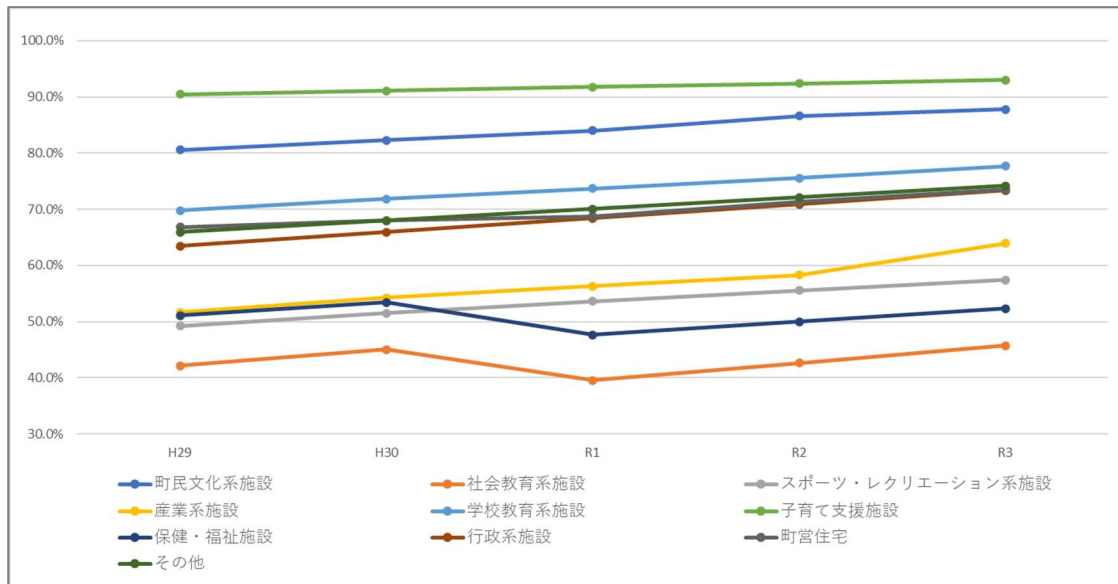
(5) 公共施設の有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産（償却資産）の減価償却累計額を取得価額で除した指標であり、資産老朽化の度合いを示します。

本町の令和3年度末における有形固定資産減価償却率は69.0%となっています。平成29年度末と比較して11.6%増加しており、資産の老朽化が進んでいると言えます。

施設類型別における有形固定資産減価償却率の状況については、町民文化系施設及び子育て支援施設が80%を超えており、特に町民文化系施設については施設数も多く、資産の老朽化により今後見込まれる多数の修繕や更新対策が課題となっています。

【有形固定資産減価償却率の推移】



2 インフラ施設の現状

(1) 対象とするインフラ施設

本計画における「インフラ施設」は、道路・橋りょう・トンネル・上水道・下水道などの公共インフラに関する施設を対象とします。

① 道路

本町では、高度成長時代の人口の増加や町民ニーズの拡大等に伴い、多くのインフラの整備を進めてきました。農道・林道を含めた道路の総量は、総面積1,386,679㎡、総延長312,236mです。

平成29年3月時点より総面積37,080㎡、総延長6,395m増加しています。

【道路の整備状況】

種別	路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	道路面積 道路部 (㎡)
1級(幹線)町道	5	26,513	23,065	87.0%	151,313
2級(幹線)町道	21	44,914	35,250	78.5%	231,219
その他の町道	288	152,009	84,385	55.5%	671,223
農道	27	8,658	8,658	100.0%	35,586
林道	50	80,142	80,142	100.0%	297,339
合計	391	312,236	231,499	74.1%	1,386,679

② 橋りょう

これまでに本町が整備してきた橋りょうの総量は、総面積20,881㎡、総延長4,896mです。

平成29年3月時点より総面積3,229㎡、総延長35m減少しています。

【橋りょうの整備状況】

構造区分	道路橋数	総延長 (m)	面積 (㎡)
PC橋	42	1,423	6,326
RC橋	164	1,418	6,309
鋼橋	62	1,982	7,883
その他	2	73	363
合計	270	4,896	20,881

③ トンネル

これまでに本町が整備してきたトンネルの総延長は968mです。

【トンネルの整備状況】

名称	種別	延長 (m)	幅員 (m)
塔ノ峠トンネル	2級 (幹線)	70	4.0
唐人屋トンネル	その他町道	430	6.0
恋路山トンネル	1級 (幹線 林道)	468	6.0
合計		968	

④ 上水道

本町の水道事業は、柿木地内の鷹の子山伏流水を水源として一日最大給水量90m³の創設認可を受けて給水を開始して以来50年以上が経過し、また、旧柿木村の簡易水道創設後、町内には簡易水道施設や小規模水道（専用水道、用水施設）が点在し、合わせて9ヶ所の水道施設の事業認可を受け経営していましたが、経営基盤の強化、並びに経営の一元化を図る目的で、平成29年4月に事業統合を行い、吉賀町水道事業として新たに事業認可を受けました。

これまでに本町が整備してきた管渠の総延長は178,268m、浄水場等の処理施設は52箇所です。

【上水道施設の整備状況】

施設分類	施設数	管渠分類	総延長 (m)
ポンプ場	10箇所	導水管	1,949
浄水場	16箇所	送水管	11,516
配水池	26箇所	排水管	164,803
合計	52箇所	合計	178,268

⑤ 下水道

本町の下水道施設のうち、特定環境保全公共下水道事業は平成14年から、農業集落排水事業は平成13年から順次供用を開始しています。

これまでに本町が整備してきた管渠の総延長は55,903m、下水道処理施設等の処理施設は3箇所です。

管渠の総延長について、平成29年3月時点より886m増加しています。

【下水道施設の整備状況】

施設分類	施設数	管渠分類	総延長 (m)
下水道処理施設	1箇所	下水管	46,282
農業集落排水処理施設	2箇所	農業集落排水管	9,621
合計	3箇所	合計	55,903

(2) 築年別の整備状況

① 橋りょう

本町が管理する橋りょうは総延長4,896m、昭和53年から昭和63年を中心に架設されており、過去に整備した橋りょうのうち約50%は上記10年間に整備しています。

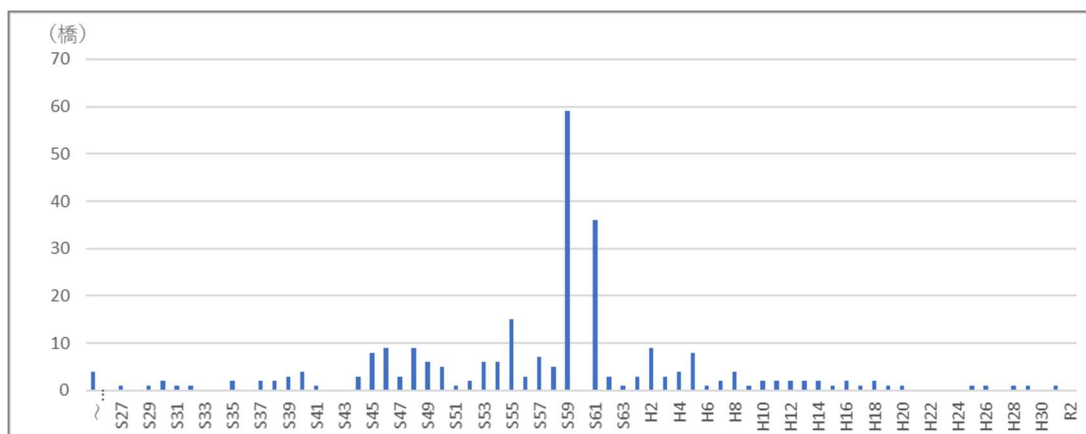
橋りょうの耐用年数を60年とすると、今後30年以内に耐用年数が到来する又は既に耐用年数が到来している橋りょうは全体の約84%を占めます。

本町では今後増大が見込まれる高齢化橋りょうの修繕・架替えに対応するため、平成26年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的な補修が可能となるよう適切な予算計画を行い、安全性の確保とコスト縮減を図っています。

【橋りょうの経過年数】

経過年数	橋りょう数	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)
10年未満	5	1.9%	631	3.0%
10年以上20年未満	10	3.7%	865	4.1%
20年以上30年未満	28	10.4%	4,293	20.6%
30年以上40年未満	126	46.6%	5,554	26.6%
40年以上50年未満	56	20.7%	4,486	21.5%
50年以上60年未満	32	11.9%	3,473	16.6%
60年以上	12	4.4%	1,529	7.3%
経過年数不明	1	0.4%	50	0.2%
合計	270	100.0%	20,881	100.0%

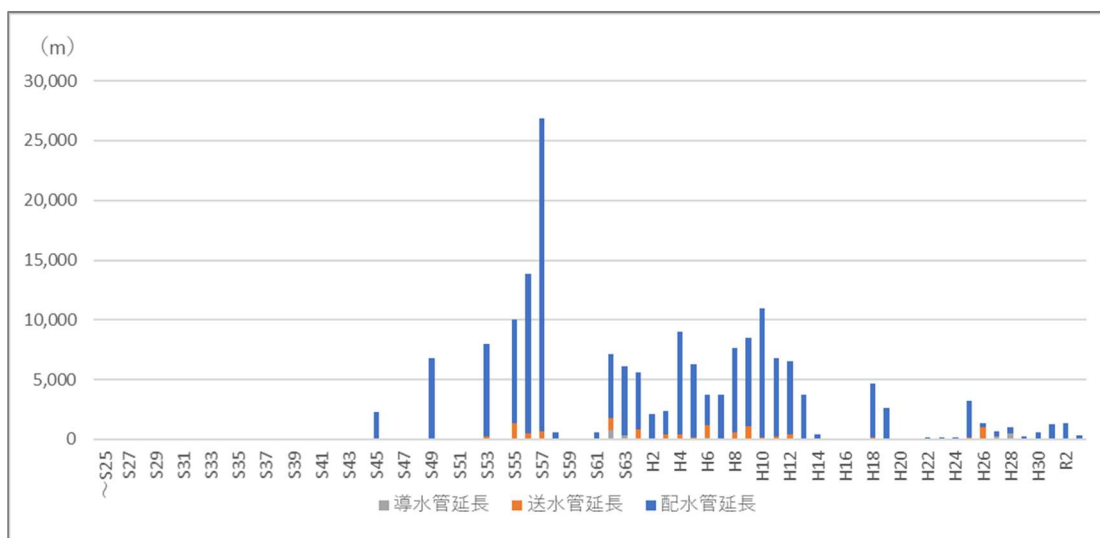
【架設年度別橋りょう数】



② 上水道

本町が布設した管路は総延長178,268m、昭和50年代に布設した管路が全管路延長の約30%を占めており、経過年数も30年以上経過し老朽化が進行しています。また、そのほとんどは配水本管であり、経年変化による漏水も頻発していることから、管路施設の更新が必要と考えています。

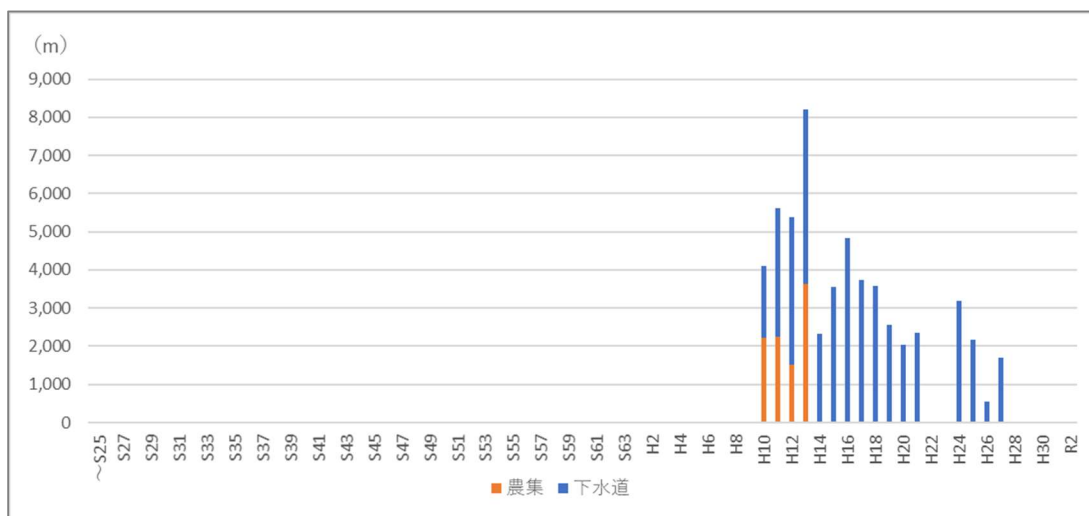
【上水道管路の布設年度別延長 (m)】



③ 下水道（農集合む）

本町が布設した管路は総延長55,903m、平成10年代以降に管路の布設を開始しており、布設から約20年程度経過しています。

【下水道管路の布設年度別延長 (m)】



第4 公共施設等の将来の概算事業費（修繕・更新費用）の試算

現状の公共施設等を全て保有し続ける場合に公共施設等の修繕・更新費用が将来、本町の財政にどのような影響を及ぼすかを試算します。

1 試算の前提条件

(1) 公共建築物

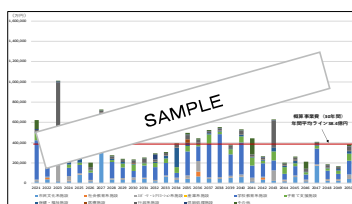
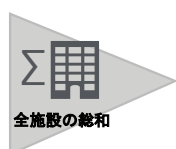
① 前提条件

- ・対象施設について、現在の施設規模のまま維持し続ける場合の計画的（時間計画）保全を想定した「単純更新パターン」と、長寿命化等の対策を行う場合を想定した「長寿命化パターン」を試算し、それぞれの概算事業費計を比較した差異を効果額として把握します。
- ・「単純更新パターン」では、部位毎の修繕、大規模改修、更新に係る周期に基づき、現在の施設規模で大規模改修、更新を行った場合の概算事業費を試算します。
- ・「長寿命化パターン」では、築後20年・60年に中規模改修、築後40年に大規模改修、築後80年に更新を行うこととし、これに基づき概算事業費を試算します。
- ・下図の通り、試算結果は直接工事費のため、1.25倍を乗じて、消費税10%を加算した概算事業費を示しています。

【概算事業費算出の基本的な考え方】



概算事業費を集計します(イメージ)



② 算出期間

本計画では令和3年度を基準年度として将来40年間（令和4年度～令和43年度）を算出します。

③ 大規模改修・更新時期及び単価の設定

大規模改修及び更新の単価は、財団法人自治総合センター「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推進する方法に関する調査研究（平成 23 年 3 月）」に基づく単価を採用します。

【大分類別大規模改修単価及び更新単価一覧】

大分類別	大規模改修単価 (円/㎡)	更新単価（※） (円/㎡)
①町民文化系施設	250,000	400,000
②社会教育系施設	250,000	400,000
③スポーツ・レクリエーション系施設	200,000	360,000
④産業系施設	250,000	400,000
⑤学校教育系施設	170,000	330,000
⑥子育て支援施設	170,000	330,000
⑦保健・福祉施設	200,000	360,000
⑧医療施設	250,000	400,000
⑨行政系施設	250,000	400,000
⑩供給処理施設	200,000	360,000
⑪その他	200,000	360,000

※更新費用は解体費含む。

【出所】財団法人自治総合センター「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推進する方法に関する調査研究（平成 23 年 3 月）」より作成。

④ 長寿命化対策における大・中規模改修・更新単価の設定

長寿命化対策における中規模改修・大規模改修・更新の基準単価は、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27 年 4 月）」に基づく単価を基礎として一部実態に合わせたものを採用します。

【長寿命化対策における中規模改修・大規模改修・更新の基準単価の設定】

主体構造別	中規模改修①・②	大規模改修	更新
SRC・RC・S 造	更新の 20%	更新の 60%	100%

【出所】文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成 27 年 4 月）」をもとに実態に即した形に修正。

(2) インフラ施設

今後 40 年間、このまま現在敷設している道路及び橋りょうをそのまま維持し続けるとして次の前提条件により試算を行います。

種別	前提条件
道路	<ul style="list-style-type: none">● 1年あたり更新費用 = 敷設面積 ÷ 15年 × 4,700円/㎡
橋りょう	<ul style="list-style-type: none">● 耐用年数（60年）到来後に更新対象の橋りょうと同じ面積で更新するとする。● 更新単価は、PC（プレキャストコンクリート）橋は 425千円/㎡、鋼橋は 500千円/㎡とする。● 現在、構造が鋼橋のものは鋼橋で更新するが、その他の構造のものは PC 橋で更新するのが一般的であるため、PC 橋で更新するとする。

なお、トンネル、上水道及び下水道については試算が困難であることから試算の対象外としています。

2 試算結果

(1) 長寿命化の効果

対象施設について、現在の施設規模のまま維持し続ける場合を想定した「単純更新パターン」と、長寿命化対策を行う場合を想定した「長寿命化パターン（平準化後）」を試算し、それぞれの修繕・更新（概算事業）費計を比較した差異を効果額として把握します。

前述の前提条件、内容に基づき試算した結果は下表のとおりです。

公共建築物について、40年間の修繕・更新費用（概算事業費）の合計額は、「単純更新パターン」では717.0億円（17.9億円／年）、「長寿命化パターン」では583.9億円（14.6億円／年）と試算され、長寿命化対策による効果額は差額の133.0億円（3.3億円／年）と試算されました。

またインフラ施設については、長寿命化対策による試算が困難であることから、「単純更新パターン」の試算を実施した結果、40年間の修繕・更新費用（概算事業費）の合計額は、272.0億円（6.8億円／年）と試算されました。

【効果額の試算結果】

	公共建築物	インフラ施設
単純更新パターン①	717.0億円	272.0億円
長寿命化パターン②	583.9億円	
効果額（①－②）	▲133.0億円	

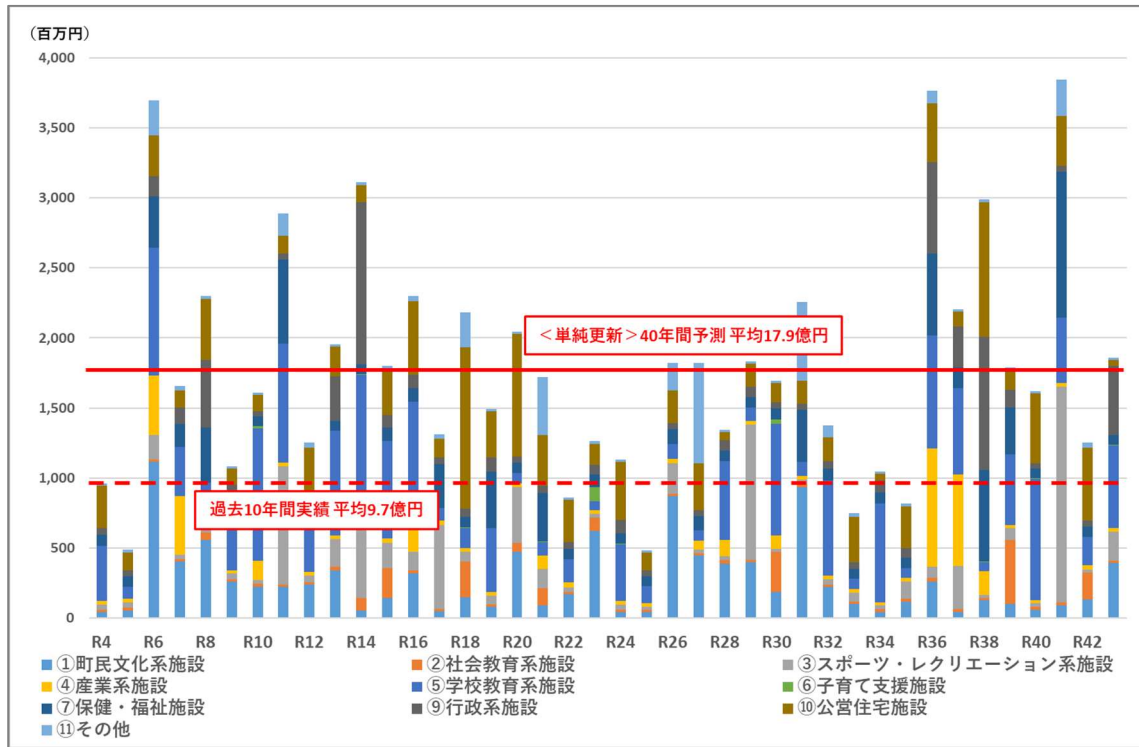
(2) 公共建築物

上記より、公共建築物について「長寿命化パターン」に基づく今後40年間の概算事業費（修繕・更新費用）の試算結果は、今後40年間で総額583.9億円、年平均14.6億円となりました。

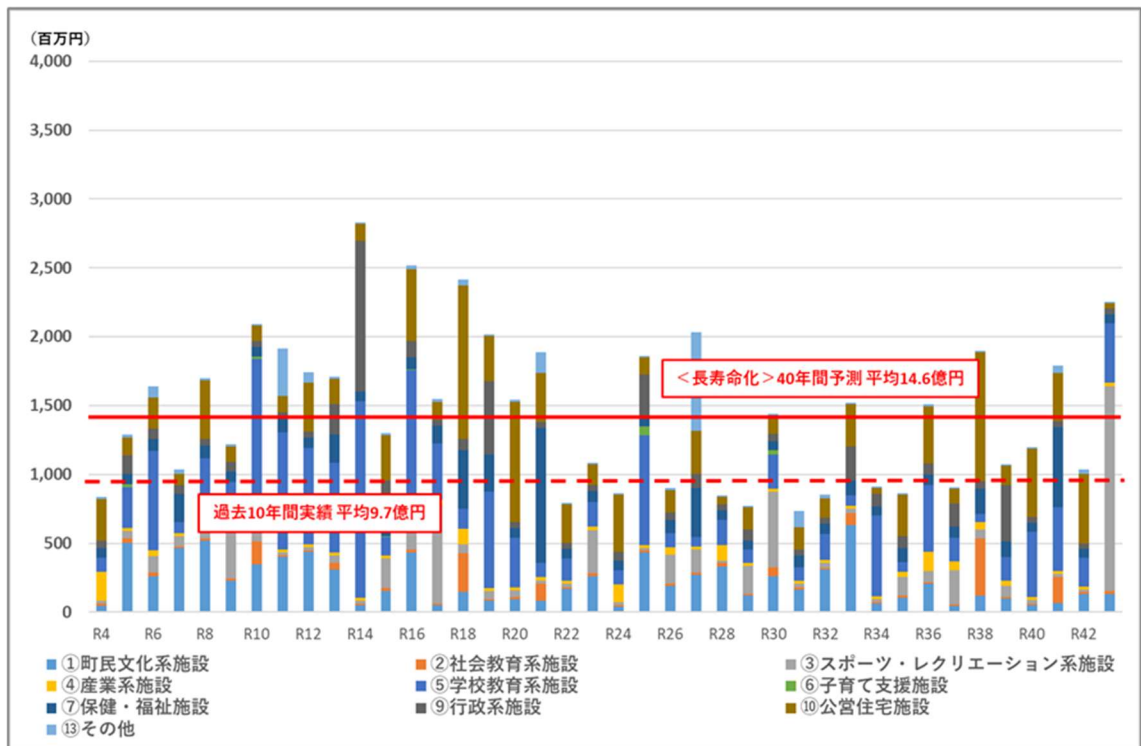
一方、本町が公共施設等の維持管理修繕及び更新等に充てた直近10年間の年平均金額は9.7億円となっており、現状の維持管理修繕・更新費用を確保するのみでは、将来の概算事業費（修繕・更新費用）が年平均4.9億円不足することとなります。

このように、長寿命化対策の実施のみでは、既存の施設の大規模改修のほか、耐用年数を迎えた施設の更新需要に対応するための、将来の公共建築物の更新に必要な財源を十分に確保することが困難になることが見込まれ、全ての公共建築物を現状の水準にて維持更新していくことは困難となることが想定されます。

【今後40年間の概算事業費（公共建築物：単純更新パターン）】



【今後40年間の概算事業費（公共建築物：長寿命化パターン）】

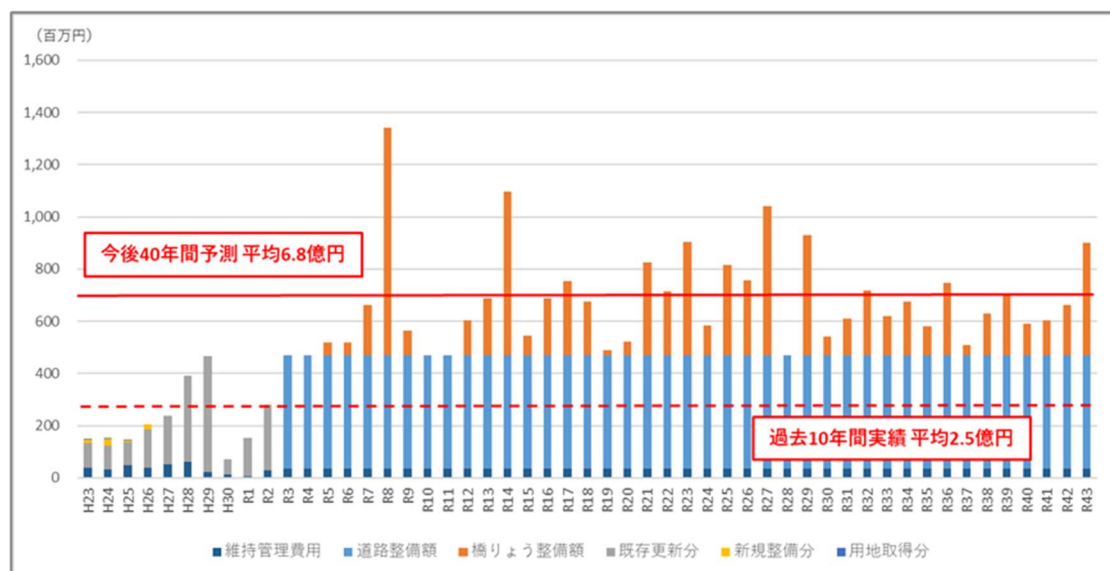


(2) インフラ施設

今後 40 年間、このまま現在敷設している道路及び橋りょうをそのまま維持し続けると仮定した場合の概算事業費（修繕・更新費用）の試算結果は、40年間で総額 272.0 億円、年平均 6.8 億円のコストが必要となります。これは道路及び橋りょうに係る現状の維持管理修繕及び更新等にかかる費用である 2.5 億円の約 2.7 倍です。

実際には予防保全に努めることなどにより試算の前提条件よりも長く利用することを見込んでおり、更新費用は試算金額ほどかからないことが見込まれますが、いずれにしても何も対策を講じなければ将来のインフラの更新に必要な財源を十分に確保することが困難になることが見込まれます。

【今後40年間の概算事業費（インフラ資産）】



第5 本町の公共施設等を取り巻く課題

① 人口推移を踏まえた視点

平成27年10月に策定した吉賀町人口ビジョンにおいて、まち・ひと・しごと創生本部による推計では、本町の推計人口は、令和22年には3,902人と、平成22年から42.7%減少することが見込まれています。

このうち、老年人口割合は令和22年には51.2%に達する一方、年少人口は、平成22年の717人から令和22年にかけて308人へ減少（約57%減）することが見込まれ、さらなる少子化、高齢化が進むものと見込まれています。

吉賀町人口ビジョンに記されている各種施策を着実に実行することで人口問題を克服し、目標人数の達成に努めていきますが、それでも公共施設等が整備された当時と比べて人口が減少し、人口構成が変化している状況に変わりはありません。こうした人口推移を踏まえ、公共施設等の総量が将来的に過大となることを見込まれないか、将来の需要減少が見込まれる施設がないかを検討することが必要です。

② 公共建築物の現状を踏まえた視点

本町の公共建築物は、整備から30年以上経過しているものが92施設（全体の54.4%）となっており、老朽化が進行しています。老朽化が進む中でも、利用者が安全かつ快適に施設を利用することができるよう、適切に維持管理や修繕を行っていくことが必要です。

また、本町の公共建築物の耐震化については、現行の耐震基準が施行された昭和56年5月以前に整備された施設の中には、改修等による耐震化が行われていない施設もあり、今後耐震性能の確保が課題となります。

③ 財政状況を踏まえた視点

本町の財政状況については、歳入面では生産年齢人口の減少に伴う税収や地方交付税などの減少が見込まれる一方、歳出面では固定的な経費が多く、大幅な削減は困難な状況です。また、下水道事業会計及び水道事業会計へ多額の繰出金・補助金が毎年発生しており、今後も新規整備・更新や維持補修のために公営企業会計や特別会計への継続的な繰出金・補助金が見込まれます。

こうした財政状況から、現状の公共施設等を今後全て維持更新することは非常に困難と考えられます。公共施設等の総量自体の見直しを進めるとともに、維持管理経費の縮減について検討することが必要です。

【公共施設等の現状分析の結果と今後の課題（まとめ）】

	人口の推移	公共建築物の現状	財政状況
現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ●人口が減少し、令和22年には3,902人となる見込み。 ●少子化がさらに進行し、令和22年には年少人口は308人まで減少する見込み。 ●高齢化率は51.2%に達する見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> ●旧耐震基準で整備された施設で耐震化が未了の公共建築物がある。 ●老朽化が進んでおり、今後30年以内に約54%の施設が更新時期を迎える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少が見込まれることによる歳入の減少。 ●施設の老朽化による維持管理費の増加。 ●公営企業会計への補助金や特別会計への繰出金の負担。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少を踏まえた公共施設等の総量の検討が必要。 ●少子化、高齢化に伴う町民ニーズの変化への対応が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化による改修更新や耐震化の優先度の検討。維持管理・更新計画の作成。 ●町民に必要な公共施設の選定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての既存施設の維持は困難であり、公共施設等の総量の見直しが必要。 ●維持管理経費の縮減による安全性や快適性の低下への対応が必要。

第6 公共施設等の管理に関する基本原則

本町の公共施設等を取り巻く課題を乗り越え、安心安全な町民サービスを持続可能なものとして提供するために、公共施設等の管理に関して次の基本原則を定めます。

【公共施設等の管理に関する基本原則】

① 施設総量の縮減

将来の人口減少を見据えて、これまで提供してきたサービス水準は可能な限り維持しつつ、施設の統廃合を行い、公共建築物の総量縮減を図ります。公共建築物の総量縮減については、町民1人あたりの延床面積を維持することを目標とします。将来人口の減少見込みに人口ビジョンの取組の成果を考慮し、今後40年間で延床面積ベースで約40%縮減することを目標とします。

② 公共建築物の管理、更新に対する計画的な対応

今後も保有し続ける公共建築物について、老朽化度合いに応じ、計画的に修繕や耐震化を進め、長寿命化を目指します。維持管理の効率化を図るとともに、定期的な点検調査を実施することによる予防保全¹の考え方を徹底し、保全費用の平準化に努めます。

また、公共建築物の更新を行う場合は、将来的な町民のニーズを見据えた上で、他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。

③ インフラ施設の管理、更新に対する計画的な対応

インフラ施設については、中長期的な修繕計画による長寿命化を図り、財政負担の平準化に努めます。インフラ施設の新設や更新を行う場合は、長寿命化が期待される工法を取り入れるなど、ライフサイクルコスト²の低減を図ります。

¹ 予防保全とは、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいいます。

² ライフサイクルコストとは、プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストをいいます。

第7 公共施設マネジメントの基本方針

公共施設等の管理に関する基本原則を着実に実行するために、公共施設等の管理に関する基本的な8つの方針を定めます。

1 点検・診断等の実施方針

(1) 公共建築物

公共建築物の適時・適切な保全等のためには、日常的・定期的な点検・診断を行い、施設の状態を適時・適切に把握することが前提となります。点検・診断のチェックリスト及びマニュアルに基づき、職員による目視点検や診断等を実施することで、施設の状態を適時・適切に把握します。

また、点検・診断結果をデータベース化して情報を集約し、公共建築物の保全を計画的に実施します。

(2) インフラ施設

道路・橋りょう・上水道・下水道のそれぞれの分野において必要なインフラの規模等を検討した上で、個別の長寿命化改修計画又は投資計画、経営戦略等の計画に基づいた効果的・効率的な点検・診断を行います。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(1) 公共建築物

公共建築物の維持コストを低減させるためには、当初建築費とともに維持管理費等を最小化することが必要になります。

維持管理については、光熱水費や清掃費、備品・消耗品費などの縮減を図るため、複数年契約や包括契約、同種の施設ごとの一括契約の推進を検討します。また指定管理者制度やPPP/PFI³等の民間活力の導入を検討するとともに、広域連携や民間施設の利用、民間移管、受益者負担の適正化についても検討します。

修繕については、施設の優先度を設定した上で、今後も積極的に維持していく施設については保全計画に基づき、定期的な点検調査を実施した上で積極的な予防保全を進め、保全費用の平準化に努めます。

更新については、将来的な町民のニーズを見据えた上で、他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。

³ PPP (Public Private Partnership) とは、公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行なおうとする手法をいいます。

PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいいます。

(2) インフラ施設

道路・橋りょう・上水道・下水道のそれぞれの分野において必要なインフラの規模等を検討した上で、個別の長寿命化改修計画又は投資計画、経営戦略等の計画に基づいた効果的・効率的な維持管理・修繕・更新等を行います。

3 安全確保の実施方針

(1) 公共建築物

継続して保有する公共建築物は、町民が安全に利用できるように配慮する必要があります。劣化・損傷などにより安全面での危険性が認められた箇所は、優先度を踏まえた上で、適時に修繕等の対応を行うとともに、不要となった施設等については、再利用等の可能性や町民への影響などを考慮した上で、適時・適切に除却します。

(2) インフラ施設

町民が日常的に使うインフラは、常に安全に利用できるように配慮する必要があります。劣化・損傷などにより安全面での危険性が認められた箇所については、優先度を踏まえた上で、適時に修繕等の対応を行います。

4 ユニバーサルデザイン化の実施方針

(1) 公共建築物

公共建築物について修繕や更新等が必要となった際には、多様な利用者を考慮し、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、省エネルギー化に対応した設備を導入するなど、環境負荷の低減も考慮した施設整備を目指します。

(2) インフラ施設

インフラ施設についても、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、多様な利用者を考慮した安全で暮らしやすい街づくりを目指します。

5 耐震化の実施方針

(1) 公共建築物

安全確保の実施において特に重要となるのが耐震化です。地震などの災害時に備えて十分な耐震性能が確保される必要があります。そのため、耐震診

断の結果等を踏まえて、十分な耐震性能の確保を図ります。その際、耐震化にかかる費用や利用状況、災害拠点か否かなど、施設の状況を勘案して優先度を設定し、優先度に応じた耐震化を推進します。

(2) インフラ施設

インフラについても耐震化は重要であり、大規模地震発生時においてもライフラインを町民に提供できるように、道路・橋りょう・上水道・下水道のそれぞれの分野において必要な規模等を検討した上で、個別の長寿命化改修計画又は投資計画、経営戦略等の計画に基づいた耐震化等の対応を行います。

6 長寿命化の実施方針

(1) 公共建築物

公共建築物の各年度の維持コストは、使用年数を長くすることによって低減されます。そのため、長寿命化対策を行い、使用年数の延長を図ることを検討します。施設の老朽化度合いに応じた保全計画に基づき、計画的に修繕や耐震化を進めます。

(2) インフラ施設

道路・橋りょう・上水道・下水道のそれぞれの分野において必要なインフラの規模等を検討した上で、個別の長寿命化改修計画又は投資計画、経営戦略等の計画に基づいた長寿命化対策を行います。

7 統合や廃止の推進方針

(1) 公共建築物

将来人口の減少、少子化、高齢化の進行、及び厳しい財政状況を勘案し、今後公共建築物の総量縮減を進める必要があります。人口構成や町民ニーズの変化に応じた施設の再編（統廃合、複合化等）を推進します。

また、公共建築物の更新を行う場合は、将来的な町民のニーズを見据えた上で、他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。

(2) インフラ施設

人口減少や財政状況などを踏まえ、整備の必要性や更新の優先度を精査した上で、事業効果・効率を十分に検討し、整備を進めます。

8 地域環境配慮型公共施設の推進方針

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進することとしています。

このため、本町の公共建築物・インフラ施設においても、太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等の取組みを推進していくこととします。

9 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共建築物及びインフラ施設の総合的かつ計画的な管理を今後継続するため、公共施設等総合管理計画の担当組織として、「ファシリティマネジメント推進委員会」を設置し、進捗状況を適切に管理します。公共建築物については更新等を行う際に担当組織内での事前協議を実施し、町全体の観点での公共施設整備の適正化を図ります。インフラ施設については個別の計画等に基づき、長寿命化等の対策を着実に実施します。

第8 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物

(1) 町全体の縮減目標

本町の推計人口は30年間で約43%減少することが見込まれています。本町では吉賀町人口ビジョンに記載の施策を実行することで人口問題の克服を目指すとともに、町民1人当たりの公共建築物の延床面積を維持することを目標とし、今後40年間で延床面積ベースで約40%縮減することを目標とします。これを踏まえ、本町の施設類型別の延床面積の縮減目標や今後の統廃合・複合化の基本的な考え方を以下の通り設定します。

- ・ 町全体として40年間で公共建築物の延床面積ベースを約40%縮減
- ・ 現時点で未使用となっている施設は廃止
- ・ 比較的新しい施設は、統廃合や複合化の受け皿となる施設として活用

(2) 町民文化系施設

町民文化系施設は65施設あり、そのうち集会施設が59施設、文化施設が4施設、その他2施設となっています。

① 施設の概要

集会施設は主に地区住民の連帯感を高め、生活改善、研修、地区振興等を目的としています。集会施設のうち地区集会所が52施設、自治会館が5箇所、基幹集落センターが2箇所等となっています。このうち築30年以上の施設は47箇所（77.0%）あり、更新や大規模修繕の必要性が高まっています。

文化施設は交流研修センターや世代間交流施設など、主に町民の各世代間の交流や、他の市町村民との広域的な交流を通じて、社会教育の推進と伝統・文化等の伝承と発展を目的としています。

またその他の施設のうち、未使用の資産として扇町地区集会所を有しています。

② 基本的な方針

町民文化系施設は、町民の文化的な生活に寄与する施設であるため、個別施設計画に基づき、計画的に修繕や耐震補強を進めるとともに、長寿命化対策を行い、年度当たりの公共施設の維持コストの低減、使用年数の延長を図ることとします。

ただし、人口の減少とともに集会施設、文化施設ともに利用者は減少することが見込まれています。このため地区集会所、コミュニティセンター、公民館、自治会館、交流館等の集会施設の機能集約、及び他の施設機能との複合化を進めることを目指します。

その他の町民文化系施設についても施設の更新を行う際は、延床面積の縮減、及び他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。

(3) 社会教育系施設

社会教育系施設は5施設あり、公民館が3施設と町立図書館、宿泊研修施設があります。

① 施設の概要

公民館は町民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進への寄与を目的としており、生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行っています。

公民館については、蔵木公民館及び七日市公民館は築40年超経過し、老朽化が進んでいます。

町立図書館は建築から34年経過し、老朽化が進んでいます。

サクラマス交流センター（宿泊研修施設）は、町内唯一の高等学校である島根県立吉賀高等学校と連携し、一定期間滞在し学習、研修及び交流することを目的としており、平成28年度に新築されました。

② 基本的な方針

公民館では定期講座の開催のほか、講習会、講演会、展示会等を開催しており、町民に社会教育を提供する場として現在一定のニーズがあります。老朽化が進んでおり多数の修繕が必要とされているため、計画的に修繕や耐震補強を進めるとともに、長寿命化対策を行い、年度当たりの公共施設の維持コストの低減、使用年数の延長を図ることとします。また、施設の更新を行う際は、延べ床面積の縮減、及び他の施設との統合を含めた複合化や集約化を前提として検討を進めます。

町立図書館は、社会教育活動の拠点として位置づけられる施設であり、一定のニーズがあります。計画的に修繕や耐震補強を進めるとともに、長寿命化対策を行い、年度当たりの公共施設の維持コストの低減、使用年数の延長を図ることとします。

サクラマス交流センター（宿泊研修施設）は吉賀高等学校生徒を中心に学習、研修及び交流活動等の拠点であり、今後保全計画を策定し、計画的に修繕等を進めるとともに、長寿命化対策を行い、年度当たりの維持コストの低減、使用年数の延長を図ることとします。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は15施設あり、そのうちスポーツ施設が8施設、レクリエーション施設・観光施設が7施設となっています。

① 施設の概要

スポーツ・レクリエーション系施設は、町民の保険、体育、スポーツの振興と心身の健全な発達を図り、町民福祉の増進に寄与することを目的としています。15施設中12施設は平成以降新たに整備したものとなっています。

うち、右ヶ谷キャンプ場、スポーツ公園、蔵木グラウンドゴルフ場及び町民六日市体育館は築30年以上経過し、老朽化が進んでいます。

また、他3施設についても建築から27年以上経過し、大規模改修の実施の目安とされる30年に近づきつつあります。

過去の大規模改修の状況として、むいかいち温泉ゆ・ら・らの「レジリエンス強化型ZEB化改修」(令和2年度、令和3年度)、六日市体育館の「屋根全体改修」(平成28年度)、等を実施しています。

② 基本的な方針

スポーツ・レクリエーション系施設は、町民福祉の増進に寄与することを目的として整備しているため、町民がスポーツ活動を行うことができるように、人口規模を踏まえて適切な量を維持します。

一方で、体育館については町民の利用状況に鑑みて施設の集約を目指します。

今後の少子化、高齢化を見据えて、施設の更新を行う際は、延床面積の縮減、及び他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。

(5) 産業系施設

産業系施設は13施設となっています。

① 施設の概要

産業系施設のうち10施設は平成5年以降に整備したのとなっています。

一方で、旧高尻へき地保育所は築33年、農産物等加工施設は築35年、真田農業用倉庫は築42年と、施設の老朽化が進んでいます。

過去の大規模改修の状況として、小水力発電所の大規模改修（平成27年度）、等を実施しています。

② 基本的な方針

産業系施設は地元の特産品をはじめ本町の魅力をPRする情報発信の拠点であり、産業振興に寄与する施設として位置づけられます。そのため、個別施設計画に基づき、計画的に修繕や耐震補強を進めるとともに、長寿命化対策を行い、年度当たりの公共施設の維持コストの低減、使用年数の延長を図ることとします。ただし今後の利用状況を考慮し、施設の更新を行う際は、延床面積の縮減、及び他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。

(6) 学校教育系施設

学校系施設は11施設あり、そのうち学校が8施設、その他教育施設が3施設となっています。

① 施設の概要

本町では、小学校を5箇所、中学校を3箇所、学校給食共同調理場を3箇所整備しています。学校と共同調理場を合わせた11施設のうち、築30年以上の施設は9箇所あります。

各施設でそれぞれ劣化が見られ、突出した劣化の進行や特殊な症状は主に学校プールに表れています。また、校舎についても部分的な修繕は行われている一方、全体にわたる大規模な修繕が行われていない学校もあり、一部に屋根のさびや防水の劣化、外壁躯体の亀裂、爆裂、外壁の塗膜のはがれ、鉄部の腐食など早急に対策の必要な箇所も見受けられます。設備配管、配線が建設年度のまま使用されている学校も多く見受けられます。

本町ではこうした学校施設の老朽化対策として、「学校施設の長寿命化計画」を策定しており、当計画に基づき学校施設の保全や長寿命化に努めています。

また過去の大規模改修の状況として、六日市小学校、柿木小学校の「耐震改修」(平成27年度)、吉賀中学校の「体育館大規模改修」(平成27年度)、朝倉小学校の「体育館屋根改修」(平成28年度)、六日市中学校の「校舎大規模改修」(平成28年度)、吉賀中学校の「校舎大規模改修」(令和元年度)、等を実施しています。

② 基本的な方針

学校教育系施設は、義務教育の拠点としての機能を果たすことを目的としています。「吉賀町教育振興計画」および「学校施設の長寿命化計画」に基づき、施設の老朽化度合いを考慮し、既存校舎の更新や修繕による長寿命化の検討を進めます。

(7) 子育て支援施設

子育て支援施設は柿木放課後児童クラブと朝倉放課後児童クラブの2施設あります。

① 施設の概要

朝倉放課後児童クラブは築30年以上経過し、老朽化が進んでいます。

② 基本的な方針

子育て支援施設は、次世代を担う子どもたちを育てる拠点としての機能を果たすことを目的としています。ただし、年少人口の減少が見込まれるため、既存施設の更新や修繕による長寿命化の検討を進めるとともに、今後も小学校の空きスペース利用等の検討を進めます。

(8) 行政系施設

行政系施設は12施設あり、そのうち庁舎等が2施設、消防施設が8施設、その他行政系施設が2施設となっています。

① 施設の概要

本庁舎については適時に増築や改修を実施しています。

消防施設についてはいずれも平成の初期に建築されたもので、大規模修繕の目安である30年に近づきつつあります。

また、柿木防災センターは築30年を経過し、老朽化が進んでいます。

過去の大規模改修の状況として、本庁舎の「屋上改修」及び「耐震補強改修」(平成22年度)、「柿木防災センターの大規模改修」(平成28年度)、本庁舎及び柿木庁舎の大規模改修(平成28年度、平成29年度)等を実施しています。

② 基本的な方針

行政系施設については、個別施設計画に基づき、計画的に修繕や耐震補強を進めるとともに、長寿命化対策を行い、年度当たりの公共施設の維持コストの低減、使用年数の延長を図ることとします。

本庁舎の更新を行う際には、必要最低限な機能のみを引き継ぐことにより延床面積の縮減を行うとともに、他の施設機能との複合化が考えられるため、周辺施設の更新時期を踏まえた集約化を検討します。

消防センターについては、消防防災及び地域住民の福祉の向上を担っており、防災に不可欠な施設です。ただし、施設の更新を行う際には、他の施設機能との複合化や集約化を前提として、延床面積の縮減を検討します。

(9) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は10施設あり、そのうち高齢福祉施設が7施設、障がい福祉施設が2施設、保健施設が1施設となっています。

① 施設の概要

保健・福祉施設のうち、老人福祉センター、七日市デイサービスセンター、六日市デイサービスセンターは築30年経過し、老朽化が進んでいます。

過去の大規模改修の状況として、福祉センターの大規模改修（平成22年度、平成28年度）、デイサービスセンターの大規模改修（平成22年度、平成23年度）等を実施しています。

② 基本的な方針

保健・福祉施設は、町民の健康維持・増進活動の拠点としての機能を果たすことを目的としており、高齢化が進む中で施設の果たす役割は大きくなるものと考えられるため、個別施設計画に基づき、計画的に修繕や耐震補強を進めます。

一方、今後の利用状況を考慮し、施設の更新を行う際には、延床面積の縮減、及び他の施設機能との複合化や集約化を前提として検討を行います。また、民間への譲渡を行うなど民間活力の導入を検討します。

(10) 町営住宅

町営住宅は27施設あります。

① 施設の概要

町営住宅は朝倉地区に4箇所、蔵木地区に4箇所、七日市地区に2箇所、柿木地区に9箇所、六日市地区に8箇所あります。そのうち、11箇所について築30年以上と、老朽化が進んでいる一方、大規模修繕等は未実施です。

なお、本町では公営住宅等長寿命化計画を策定しており、計画的な修繕・改修により長寿命化を図っています。

② 基本的な方針

さらなる人口減少が見込まれる中、町営住宅のニーズに応じて総数の適正化に努めます。現在保有している町営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき順次長寿命化や更新を図るとともに、ニーズの乏しい町営住宅については、廃止や取壊しの検討を行います。また、施設の更新を行う際には、ニーズに応じて延床面積の縮減を検討します。

(11) その他

その他の施設は、9施設となっています。

① 施設の概要

その他の施設は、建設当時の役割を終え民間への貸付等で利用の促進を検討している施設です。斎場を除き、築30年以上経過し、老朽化が進んでいます。

② 基本的な方針

その他の施設については、マイクロバス車庫及び斎場を除き当初の建設目的と異なる目的に利用され、必ずしも更新が必要となる施設ではないことから、耐用年数の到来もしくは大規模修繕が必要となった時点で、廃止することを検討します。

2 インフラ施設

(1) 道路

① 概要

道路は総面積1,386,679㎡、総延長312,236m、高度成長時代の人口の増加や町民ニーズの拡大等に伴い、多くの整備を進めてきました。高度成長時代に整備した道路の老朽化による修繕工事が、今後特定の期間に集中することが想定されるため、更新費用の縮減だけでなく、平準化が重要となります。

② 基本的な方針

必要なインフラの規模等を検討した上で、既存の道路については、長寿命化修繕計画を策定し、アセットマネジメントの手法を取り入れながら維持管理・更新費用の縮減・平準化を図ります。道路の新設や更新を行う場合は、投資計画を策定する際に長寿命化が期待される工法を取り入れるなど、ライフサイクルコストの低減を図ります。

(2) 橋りょう

① 概要

橋りょうは総面積20,881㎡、総延長4,896m、昭和53年から昭和63年を中心に架設されており、過去に整備した橋りょうのうち約50%は上記10年間に整備しています。

今後増大が見込まれる高齢化橋りょうの修繕・架替えに対応するため、平成26年3月に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的な補修が可能となるよう適切な予算編成を行い、安全性の確保とコスト縮減を図っています。

② 基本的な方針

平成26年3月に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの長寿命化を進め、維持管理・更新費用の縮減・平準化を図ります。橋りょうの新設や更新を行う場合は、投資計画を策定する際に長寿命化が期待される工法を取り入れるなど、ライフサイクルコストの低減を図ります。

(3) トンネル

① 概要

これまでに本町が整備してきたトンネルは3箇所、総延長968mです。

② 基本的な方針

今後策定を検討している道路に関する長寿命化修繕計画にトンネル部分

も含め、アセットマネジメントの手法を取り入れながら維持管理・更新費用の縮減・平準化を図ります。トンネルの新設や更新を行う場合は、投資計画を策定する際に長寿命化が期待される工法を取り入れるなど、ライフサイクルコストの低減を図ります。

(4) 上水道

① 概要

本町の水道事業は、柿木地内の鷹の子山伏流水を水源として一日最大給水量90m³の創設認可を受けて給水を開始して以来50年以上が経過し、また、柿木村の簡易水道創設後、町内には簡易水道施設や小規模水道（専用水道、用水施設）が点在し、合せて9ヶ所の水道施設の事業認可を受け経営していましたが、経営基盤の強化、並びに経営の一元化を図る目的で、平成29年4月に事業統合を行い、吉賀町水道事業として新たに事業認可を受けました。

これまでに本町が整備してきた管渠の総延長は178,268m、浄水場等の処理施設は52箇所です。

② 基本的な方針

今後は給水人口の減少により料金収入の減少が想定されることから、継続的に安定した経営をしていくためには、適正な水道料金の設定を行う必要があります。また、管路及び施設における法定耐用年数を経過した施設更新にかかる費用についてはスペックダウンを行うなど、適切な更新計画と的確な財政計画を策定し、事業運営を進めていきます。

(5) 下水道

① 概要

下水道では農業集落排水と合わせて管路を55,903m整備しているほか、下水処理施設として、六日市浄化センターを、農業集落排水施設として柿木浄化センター、初見新田処理場を整備しています。

また過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度）において、七日市処理区における公共下水道の整備を進めてきました。

② 基本的な方針

汚水処理に関する整備を計画的に実施します。また、下水道接続の普及促進を進め、接続率の向上を図ります。

さらに、今後経営戦略を策定し、維持管理費用の縮減、計画的な修繕、必要に応じた長寿命化や耐震化を進めます。

第9 計画推進に向けた取り組み

本計画の推進については、庁内推進体制、施設情報（データ）を踏まえ、限りある財源を最適に配分しながら、効果的・効率的に維持管理をしていくため、PDCA（Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（点検・評価）⇒Action（改善））サイクルを活用し、進捗管理を行いながらフォローアップを実施します。

計画の見直しについては5年ごとに行うことを基本とし、今後の財政収支や社会経済情勢の大きな変化、見直しが生じた場合にも、必要に応じて適宜見直しを行います。

なお、本計画の見直しを行うにあたっては、地方公会計で毎年更新されている固定資産台帳を利用します。本計画の公共建築物と固定資産台帳情報との紐づけを行っており、固定資産台帳情報をもとに本計画の公共建築物の情報を更新することで、適時適切な計画の見直しを実施します。

計画推進のための運用体制については、公共施設総合管理総合管理計画の担当組織として設置しています「ファシリティマネジメント推進委員会」を中心に、全庁的な立場から各施設の所管課の意見を踏まえ、本計画をもとにした施設マネジメントを推進していくものとします。

【PDCA サイクルイメージ】

